福祉社会学会第５回大会
報告予稿集

2007年6月23日（土）・24日（日）

於

東京学芸大学小金井キャンパス

南講義棟（S棟）

目次

開催要綱 ･･･ 1
タイムテーブル ･･･ 2
シンポジウム要旨 ･･･････････････････････････････････････ 5
パネル・ディスカッション要旨 ･･･････････････････････････ 5
テーマ・セッション要旨 ･････････････････････････････････ 6
自由報告部会要旨 ･･･････････････････････････････････････ 8
大会参加者の方々へのご案内 ･････････････････････････････ 12
予稿 ･･･ 13
　基調講演 ･･･ 14
　シンポジウム ･･･ 18
　パネル・ディスカッション ･････････････････････････････ 25
　テーマ・セッション ･･･････････････････････････････････ 27
　第１部会 ･･･ 38
　第２部会 ･･･ 51
　第３部会 ･･･ 62

福祉社会学会第５回大会プログラム

日時	2007 年 6 月 23 日（土）・24 日（日）	
会場	東京学芸大学　小金井キャンパス　　南講義棟（S 棟）	
参加費	当日	一般 4000 円・学生 3000 円
	事前振り込み	一般 3000 円・学生 2000 円
懇親会費	当日	一般 3000 円・学生 2500 円
	事前振り込み	一般 2500 円・学生 2000 円

第１日目　6 月 23 日（土）

10:30～12:30	理事会　【　Ｓ１０７　】
12:30	受付開始（南講義棟１Ｆ・ロビー）
13:20～14:00	基調講演　【　Ｓ４１０　】 「格差社会, Poverty, Social Exclusion —遅すぎた Welfare Reform を提案する—」 星野信也（東京都立大学（名誉教授））
14:10～17:40	パネル・ディスカッション　【　Ｓ１０３　】 「市民社会構築にむけての NPO 研究の可能性と課題」 自由報告　第１部会「障害を持つ人の福祉」　【　Ｓ１０５　】 14:10～14:45:第 1 報告　15:20～15:55:第 3 報告　16:30～17:05:第 5 報告 14:45～15:20:第 2 報告　15:55～16:30:第 4 報告　17:05～17:40:第 6 報告
18:00～20:00	懇　親　会　【小金井クラブ（予定）】

第２日目　6 月 24 日（日）

9:30～12:25	テーマ・セッション「福祉社会学における計量的方法（その３）」 【　Ｓ１０３　】 自由報告　第２部会「公的扶助と福祉サービス」【　Ｓ１０５　】 自由報告　第３部会「社会的排除とコミュニティ」【　Ｓ１０６　】 9:30～10:05:第 1 報告　10:40～11:15:第 3 報告　11:50～12:25:第 5 報告 10:05～10:40:第 2 報告　11:15～11:50:第 4 報告
12:25～13:10	昼休み（お弁当） 編集委員会【Ｓ２０１】研究委員会【Ｓ２０２】シンポ打ち合わせ【Ｓ１０７】
13:10～14:00	総　会　【　Ｓ４１０　】
14:10～17:40	シンポジウム　【　Ｓ４１０　】 「東アジア福祉社会の可能性—同質性と多様性—」

第１日目　6 月 23 日（土）

13:20～14:00　基調講演　　【　　Ｓ４１０　　】

「格差社会，Poverty，Social Exclusion —遅すぎた Welfare Reform を提案する—」

星野信也（東京都立大学（名誉教授））

14:10～17:40　パネル・ディスカッション（特別企画）　【　　Ｓ１０３　　】

「市民社会構築にむけての NPO 研究の可能性と課題」

司会：小林良二（東洋大学）

報告者：

「市民社会構築にむけての NPO 研究の可能性と課題」(Possibilities and Challenges Nonprofit Studies Brought about in the Search for Civil Society)

Jon Van Til (Rutgers University, USA)

（通訳：須田木綿子　（東洋大学））

討論者：

田中敬文（東京学芸大学）・安立清史（九州大学）・下夷美幸（東北大学）

14:10～17:40　自由報告

＜第１部会＞「障害を持つ人の福祉」　　【　　Ｓ１０５　　】

司会：南山浩二（静岡大学）

１．ベトナムの重度障害児福祉—公立ケアセンターの事例—

矢島洋子（名城大学非常勤講師）

２．障害者自立支援法の下での「支え合い」

佐藤恵（桜美林大学）

３．障害学生支援をめぐる諸問題—支援の制度化、その先にあるもの—

青木慎太朗（立命館大学大学院）

４．障害者福祉における「オープン」と「クローズ」という選択について

中村好孝（桜美林大学）

５．障害の親をもつ、非障害の子どものライフストーリー

—「障害」への意味づけを中心に—

土屋葉（愛知大学）

６．財としての介助は誰によって負担されるべきか—障害者介助の文脈から—

野崎泰伸（立命館大学生存学プロジェクト研究員）

18:00～20:00　懇親会　　【　小金井クラブ（予定）】

第２日目　6 月 24 日（日）

9:30～12:25　テーマ・セッション　　【　　Ｓ１０３　　】

「福祉社会学における計量的方法（その３）」

司会：中田知生（北星学園大学）

１．雇用政策をめぐる社会意識の計量分析―「福祉と生活に関する意識調査」から―

小渕高志（東北文化学園大学）

２．健康悪化プロセスの社会階層による差異に関する研究

―Amos を用いた成長曲線モデルによる分析―

中田知生（北星学園大学）

３．公的対人サービスの民営化と Organizational Isomorphism

―介護保険指定事業者への調査結果から―

○須田木綿子（東洋大学）高木寛之（大妻女子大学）

４．女性のライフコースと介護―イベントヒストリー分析を用いて―

菊澤佐江子（奈良女子大学）

５．高齢期における共生意識と「生活の質」志向

三重野卓（山梨大学）

9:30～12:25　自由報告

＜第２部会＞「公的扶助と福祉サービス」　　【　　Ｓ１０５　　】

司会：菊地英明（国立社会保障・人口問題研究所）

１．生活保護受給過程における利用者の意識

○岡部卓（首都大学東京）森川美絵（国立保健医療科学院）

根本久仁子（聖隷クリストファー大学）冨江直子（東京大学）

２．生活保護における社会福祉実践に対する生活保護担当職員の意識に関する考察

○根本久仁子（聖隷クリストファー大学）森川美絵（国立保健医療科学院）岡部卓（首都大学東京）冨江直子（東京大学）

３．ヘルスケアの産業モデル

―社会サービスにおける経済と社会構造の空間制約について―

稲垣伸子（慶応義塾大学大学院研究生）

４．ケアマネジメントにおけるサービス供給機関の情報収集と吟味に関する質的研究

山井理恵（明星大学）

５．社会福祉援助の実践基盤についての考察―「他者」との関わりとエンパワメント―

小坂啓史（愛知学泉大学）

＜第３部会＞「社会的排除とコミュニティ」　　【　　Ｓ１０６　　】

司会：樋口明彦（法政大学）

１．都市スラム対策と福祉運動―京都市の事例から

山本崇記（立命館大学大学院）

２．アメリカにおけるコミュニティ・ビルディング研究の動向

室田信一（同志社大学大学院）

３．外国人労働者の生活課題解決に向けた地域における自発的取組みと
その福祉的位置づけ

○門美由紀（東洋大学大学院）三本松政之（立教大学）

４．要養護児童の「社会的排除」とその克服に向けて
―児童養護施設のエスノグラフィー―

谷口由希子（日本福祉大学大学院）

13:10～14:00　総　会　　【　　Ｓ４１０　　】

14:10～17:40　シンポジウム　　【　　Ｓ４１０　　】

「東アジア福祉社会の可能性―同質性と多様性―」

司会者：金子雅彦（防衛医科大学校）・鍾家新（明治大学）

報告者：

１．「戦後日本の再分配政策とアジア」

広井良典（千葉大学）

２．「福祉国家か福祉社会か―中国の現実と進路選択―」

王文亮（金城学院大学）

３．「転換期の福祉国家：韓国―選択的福祉から普遍的福祉へ　あるいは　社会政策から社会・経済政策へ―」

卞在寛（韓国老人人力開発院）

討論者：萩原康生（大正大学）・上村泰裕（法政大学）・株本千鶴（椙山女学園大学）

シンポジウム要旨
「東アジア福祉社会の可能性―同質性と多様性―」

【6 月 24 日午後・　Ｓ４１０　】

司会者：金子雅彦（防衛医科大学校）・鍾家新（明治大学）

東アジア諸国における社会保障制度の整備と、福祉社会の比較研究に対する理論的関心の高まりの中、東アジア社会の福祉システムについて活発な議論が交わされている。一方で、欧米諸国の福祉システムと対比する形で、東アジア諸国のそれを一括してとらえる見解がある。基本的特徴として企業の福利厚生や家族の役割を強調する。他方、各国の歴史や社会的特性などの違いに注目して、東アジア諸国の福祉システムの多様性を指摘する見解がある。本シンポジウムでは、日本、中国、韓国の３ヵ国の福祉システムに関する報告や討論を通じて、東アジア福祉社会の同質性ないしは多様性について議論を深め、比較福祉社会論の展望を開くことを目的とする。

報告者：

１.「戦後日本の再分配政策とアジア」

広井良典（千葉大学）

２.「福祉国家か福祉社会か―中国の現実と進路選択―」　王文亮（金城学院大学）

３.「転換期の福祉国家：韓国―選択的福祉から普遍的福祉へ　あるいは　社会政策から社会・経済政策へ―」　卞在寛（韓国老人人力開発院）

討論者：萩原康生（大正大学）・上村泰裕（法政大学）・株本千鶴（椙山女学園大学）

パネル・ディスカッション要旨
「市民社会構築にむけての NPO 研究の可能性と課題」

【6 月 23 日午後・　Ｓ１０３　】

司会：小林良二（東洋大学）

米国の「ＮＰＯ」研究は、1980 年代の Salamon らによる統計研究を契機に大きな社会的関心を得ることとなり、「ＮＰＯ」の定義も、Salamon らが採用した米国国税庁によるタックスコードに基づくものが主流となった。しかしこれについて学会内には、方法論上の利便性に譲歩し、「ＮＰＯ」本来の理念をなおざりにしたアプローチとの批判が根強くある。そして、市民社会という究極の価値に照らし合わせ、「ＮＰＯ」研究を根本的に再編する必要性も訴えられている。本シンポジウムでは、このような「ＮＰＯ」研究再編派のひとりである Jon Van Til 氏を迎え、市民社会論の文脈における「ＮＰＯ」研究の功罪について検討する。

報告者：
「市民社会構築にむけてのNPO研究の可能性と課題」
(Possibilities and Challenges Nonprofit Studies Brought about in the Search for Civil Society)

Jon Van Til　(Rutgers University, USA)
（通訳：須田木綿子　（東洋大学））

討論者：田中敬文（東京学芸大学）、安立清史（九州大学）、下夷美幸（東北大学）

Jon Van Til
米国Rutgers大学教授。元・米国NPO学会会長(Association for Research on Nonprofit Organizations and Voluntary Action)。主要著書に”Mapping the Third Sector”(The Foundation Center, 1988)、”Growing Civil Society”(Indiana University Press, 2000)

テーマ・セッション要旨:「福祉社会学における計量的方法（その３）」

【6月24日午前・　Ｓ１０３　】

司会：中田知生（北星学園大学）

わが国における社会学においては、方法論のひとつである計量的手法は、興味はあるもののそれらに関する情報の収集の方法がわからなかったり、また、情報を交換するところがなかったりという理由から敬遠される側面も存在するかもしれない。この計量的手法のセッションは、昨年の大会、そして、９月の研究会において、さまざまな研究報告がなされ、また、多くの方々に関心を持ち出席していただいた。したがって、今回も引き続きそのような場を設けたいと考える。報告を通じ、計量的手法自体に対する有効性や考え方、調査によるデータ収集の問題、仮説構築の考え方、どのように仮説と計量的手法を結びつけるか、また、分析手法の利用可能性などの問題を共有し、それらについて議論したい。

１．雇用政策をめぐる社会意識の計量分析―「福祉と生活に関する意識調査」から―

小渕高志（東北文化学園大学）

本報告では、2000年に実施された「福祉と生活に関する意識調査」（SPSC調査）のなかで、雇用政策に焦点を当てた考察を行なう。調査の結果では、政府は失業率を「3%台まで」に抑えるべきだとする意見を、69.8%の人々が持っている。たとえ、企業の競争力を重視しリストラを容認する人たちでも、66.5%の人々が政府は失業率を「3%台まで」に引き下げるべきだと考えており、「小さな政府」を支持する割合は低い。

２．健康悪化プロセスの社会階層による差異に関する研究

―Amos を用いた成長曲線モデルによる分析―

中田知生（北星学園大学）

本研究の目的は、年齢とともに健康が悪化するプロセスが、社会階層で差異があるか否かを検証することである。特に、共分散構造分析用ソフトウェアである Amos を用いた潜在曲線モデルを用いて行う。

調査において尋ねた慢性疾病の発症についての回顧データにより構築した 10 年おきの個人の疾病数データを分析した結果、教育年数によって測定された社会階層は、有意に健康悪化に対して効果を持たないことが示された。

３．公的対人サービスの民営化と Organizational Isomorphism

―介護保険指定事業者への調査結果から―

○須田木綿子（東洋大学）高木寛之（大妻女子大学）

公的対人サービスの領域では、民営化と市場原理が導入されると非営利組織が商業化を進め、営利と非営利の差異が縮小・消失する（Organizational Isomorphism）とされる。本研究は、同様の傾向がわが国でも観察されるかどうかを検討するために、東京都２３区のうち２区の介護保険指定事業者全数を対象に訪問面接法による調査を実施したので、その結果について報告する。

４．女性のライフコースと介護―イベントヒストリー分析を用いて―

菊澤佐江子（奈良女子大学）

イベントヒストリー分析は、社会科学において広く用いられている計量的手法であるが、介護についての応用事例はまだ少ない。本報告では、女性の介護およびその規定要因は、戦後どのように変化したのか、という問題関心にもとづき、公開されている二次データ（全国家族調査 NFRJs01）を用いて、ライフコース視点から戦後女性の介護のイベントヒストリー分析を行った研究成果を報告する。

５．高齢期における共生意識と「生活の質」志向

三重野卓（山梨大学）

本報告では、内閣府の「共生社会に関する基礎調査」（三重野は委員として参加）の 60 歳以上のサンプルに限定して分析を行う。具体的には、①生活満足感という「生活の質」に関する変数、帰属・貢献、差別、相互関心、信頼感に関する変数群について、共分散構造分析（多重指標分析）を適用し、「共生」に関する見取り図を描く。さらに、②その中の幾つかの変数に着目し（被説明変数）、多項ロジスティック回帰分析を適用し、共生意識の客観的規定要因を明確にする。

自由報告部会　報告要旨

＜第１部会＞「障害を持つ人の福祉」【6 月 23 日午後・　Ｓ１０５　】

司会：南山浩二（静岡大学）

１．ベトナムの重度障害児福祉―公立ケアセンターの事例―

矢島洋子（名城大学非常勤講師）

ベトナムには約５百万人の障害児・者が存在する。問題は、重度者が多いこと、貧困や障害への偏見、社会福祉の遅れである。筆者がボランティアをしているケアセンターは、公立の、重度かつ孤児を収容している施設である。当施設の概要、ケアの現状を報告する。

２．障害者自立支援法の下での「支え合い」

佐藤恵（桜美林大学）

本報告は、阪神大震災以来、障害者支援活動を行ってきたＮＰＯ法人・拓人こうべ（神戸市長田区）の「支え合い」の取り組みについて、ヒアリング調査に基づき事例研究を行う。考察の焦点は、障害者自立支援法の下での「支え合い」に合わせる。障害者自立支援法の本格施行によって小規模作業所や障害者支援の現場にもたらされた問題的状況に関して検討した上で、そうした状況に対する拓人こうべの「対抗」の実践にアプローチしていく。

３．障害学生支援をめぐる諸問題―支援の制度化、その先にあるもの―

青木慎太朗（立命館大学大学院）

報告者はこれまで、大学における障害学生支援において何が問題となっているのかを考察してきた。とりわけ、供給主体、供給責任主体、費用負担責任主体に分けて検討することの必要性を述べ、各々の担い手として誰（どこ）が妥当かを検討してきた。

しかし、それを言えても、具体的な実践には数多くの困難がある。

本報告では、そこに起こる困難のいくつかを取り上げ、大学の問題としてではなく、社会的文脈の中で論じる。

４．障害者福祉における「オープン」と「クローズ」という選択について

中村好孝（桜美林大学）

精神障害者の就労などで問われるのが、障害を「オープンにするかクローズにするか」という選択である。近年の傾向としては、オープン化という傾向があるように見える。その背景としては、障害者の法定雇用率に精神障害者も算定されるようになったこと、障害をオープンにしたときに利用できる資源（ジョブコーチなど）が増えたことなどがある。このような現状について報告し、考察する。

５．障害の親をもつ、非障害の子どものライフストーリー
　　―「障害」への意味づけを中心に―

土屋葉（愛知大学）

障害をもつ人が地域で生活をするなかで、結婚やパートナーとの共同生活、子どもをもつ機会が増えている。しかし、「障害者の生殖家族」について、これまで学問的研究は十分な関心を払ってきたとはいえない。本研究では先天性の障害をもつ人を親にもつ、非障害の子どもの経験に注目し、子どもへのライフストーリー・インタビュー調査から得られたデータを用いて、親の障害をめぐる子どもの意味づけの変化を描き出す。

６．財としての介助は誰によって負担されるべきか―障害者介助の文脈から―

野崎泰伸（立命館大学生存学プロジェクト研究員）

本発表では、障害者の介助という文脈の中で、「誰が障害者の介助を直接的に担うべきか」を主題とする。社会的分配を主張する意見の中にも、大きく分けて二通り存在する。(1)介助を行うことそれ自身を社会的義務として課そうとする主張と、(2)介助を行う者は特定されてよいが、その他の者にはそれ以外の社会的義務が課されるべきだとする主張である。本発表では、(2)を擁護するための論陣を張り、その論拠を提示する。

＜第２部会＞「公的扶助と福祉サービス」【6 月 24 日午前・　Ｓ１０５　】

司会：菊地英明（国立社会保障・人口問題研究所）

１．生活保護受給過程における利用者の意識

○岡部卓（首都大学東京）森川美絵（国立保健医療科学院）
根本久仁子（聖隷クリストファー大学）冨江直子（東京大学）

生活保護制度は、国民に対する最低生活保障と自立助長を目的とする制度である。それは、最低生活保障をしながら要保護状態にある者（要保護者・世帯、以下、利用者）の経済的自立のみならず社会的自立に向かって相談援助活動を行うことにある。

本報告では、生活保護における相談援助活動が、利用者にどのような意味をもつのか、具体的には、利用者にとって相談援助場面において受容されているか、また利用者個々の生活問題・課題の緩和・解決になっているか等についてインタビュー調査を通して明らかにする。

２．生活保護における社会福祉実践に対する生活保護担当職員の意識に関する考察

○根本久仁子（聖隷クリストファー大学）森川美絵（国立保健医療科学院）岡部卓（首都大学東京）冨江直子（東京大学）

報告者らは、生活保護の相談援助活動を質的に評価できる指標作りをねらいとして、相談援助過程の評価項目（案）を策定し、これを用いて生活保護担当職員にアンケート調査を実施した。本報告では、調査の単純集計データや自由記述にもとづいて、職員の援助意識の傾向や、評価項目（案）の修正について分析・考察する。その際、ソーシャルワークを通して行われる社会福祉実践という観点から、援助の留意点を援助過程に沿って整理しなおし、これと調査結果を比較する形で分析を行う。

３．ヘルスケアの産業モデル

―社会サービスにおける経済と社会構造の空間制約について―

稲垣伸子（慶応義塾大学大学院）

社会学の都市の研究は、経済が都市と都市問題を作るという視点において経済行為を射程に入れる。都市の社会サービスの消費は生活エリアに遍在する。対してその生産の配置は資本と労働と経営実践の調達に左右される。在宅介護サービスの生産は多様な参入と競合の下にあり、生産要素は空間に固着しかつ自由を求める。空間流動的資本と、多様な在来資本の事業展開とが錯綜する。横浜市のケースにおいて現況の説明を試みる。

４．ケアマネジメントにおけるサービス供給機関の情報収集と吟味に関する質的研究

山井理恵（明星大学）

本報告は、ケアマネジャーが、いかにして、地域に存在するサービス供給機関にかかわる情報を収集し、その信頼の度合いを吟味しているかを明らかにすることを目的としている。修正グラウンデッド・セオリーによる分析の結果、コアカテゴリーとして、ケアマネジャーがサービス供給機関との関係を形成していくなかで、当該サービス供給機関の信頼の度合いを吟味していく、＜サービス供給機関の確保＞が生成された。

５．社会福祉援助の実践基盤についての考察―「他者」との関わりとエンパワメント―

小坂啓史（愛知学泉大学）

福祉社会の存立に関し、援助行為は重要な要素の一つである。しかし一方で近年、援助観の(再)考察を試みる研究が多くみられる。そこで本報告では、従来より援助原理とされる「エンパワメント」を取り上げ、それが社会的公正を根拠としつつ、政治的意図を含むものでもあることを確認する。その上で、主にレヴィナスの理論を参照し、より個別的な対面状況、「他者」と対峙したときの倫理としての援助の実践基盤について考察する。

＜第３部会＞「社会的排除とコミュニティ」

【6 月 24 日午前・　Ｓ１０６　】

司会：樋口明彦（法政大学）

１．都市スラム対策と福祉運動―京都市の事例から

山本崇記（立命館大学大学院）

京都市東九条は在日朝鮮人の集住地域として形成され、隣接する同和地区に比して差別と貧困の状態が長らく放置されてきたが、1960 年代後半にはスラム対策が計画され、貧困解消を目的とした実態調査や行政施策が行われた。本報告では、貧困を解消しようとする住民運動とそれに呼応した自治体の施策を評価しつつも、それに伴って生み出された新たな排除の問題を、都市下層に生きるマイノリティの関係性を通して検討する。

２．アメリカにおけるコミュニティ･ビルディング研究の動向

室田信一（同志社大学大学院）

R. Putnam らによるソーシャル・キャピタル研究の発展をきっかけに、1990 年代以降、アメリカのソーシャルワーク領域において、コミュニティ･ビルディングに関する研究が盛んになった。本報告では、Minkler らによるコミュニティ･ビルディングとコミュニティ･オーガナイジングの研究を参考に、アメリカにおけるコミュニティ･ビルディングの位置づけを明確にし、日本における同様な研究および実践を整理する。

３．外国人労働者の生活課題解決に向けた地域における自発的取組みと
その福祉的位置づけ

○門美由紀（東洋大学大学院）三本松政之（立教大学）

外国人労働者を生活者として捉えるとき、生活の維持・再生産をめぐる支援が必要な存在といえる。かれらの抱える生活課題は自助努力では解決困難であるが、社会的には十分に認知されておらず、公的支援制度も機能しているとはいえない。本報告は岐阜県の外国人集住都市で実施中の調査に基づき、外国人労働者が抱える問題の把握や生活課題解決に向けた自発的な取り組みについて整理を行い、福祉の課題として位置づけることを試みる。

４．要養護児童の「社会的排除」とその克服に向けて
―児童養護施設のエスノグラフィー―

谷口由希子（日本福祉大学大学院）

先行研究では、子ども時代の貧困がその後の人生においても「社会的排除」の原因となりうることが明らかにされている。本研究ではこの状況を問題視し、「それを克服するためにはどうすれば良いのか？」というリサーチ・クエスチョンにはじまる。児童養護施設を再生産を克服するための機関であると位置づけつつ、エスノグラフィーの結果から、「社会的排除」の克服とその現実的困難性のメカニズムを明らかにする。

大会参加者の方々へのご案内

１．会場への交通案内

会場：東京学芸大学　小金井キャンパス（〒１８４－８５０１小金井市貫井北町４－１－１　）

会場マップ及び会場へのアクセスは 14-5 ページをご参照ください。

（日曜日、東門は閉鎖されていますのでご注意下さい）

JR武蔵小金井駅・北口より京王バス〔５番バス停〕【小平団地行】約１０分　学芸大正門・下車

武蔵小金井駅より徒歩の場合は約２０分です。

JR 国分寺駅より徒歩約１８分。

なお、駐車スペースがありませんので自家用車でのご来場はご遠慮下さい。

２．受付について

受付は二日間とも南講義棟（Ｓ棟）１階ロビーで随時行います。

大会期間中は、参加者名札を必ずお付けいただきますようお願いいたします。

なお、会場に関しましてはクローク（S102)、休息室（S101）を用意しております

３．自由報告をされる方へ

（１）大会の円滑な運営のために、発表時間（報告２５分、討論１０分）を守って頂きますようお願いします。

（２）発表者の方は、当日、セッション開始１５分前までに、会場に配置されている担当者にレジュメ等の配付資料をお渡しください。尚、パワーポイントをご使用される方は、動作確認のため、セッション開始３０分前に会場にお越しいただけますようお願いいたします。

（３）パワーポイントを使うご予定の方は、ファイルを USB メモリでご持参いただくか、ご自身で使用されるパソコンをご持参下さい。こちらで準備できるパソコンは Windows XP のみです。パソコンをご持参される方（特に、Mac、Vista 等をお使いの方）は、プロジェクターとの接続方法について、あらかじめご確認していただけますようお願いいたします。

４．その他

＊　２４日（日）の昼食につきましては、お弁当をご用意致します。大会参加費とともに１０００円を事前振り込み頂いた方の分をご用意致します。

＊　学芸大学周辺には、コンビニエンスストアがあります。ただし、食事に適当な店はありません。なお、土日は、生協食堂、売店とも閉店しております。飲み物等の自動販売機は生協前に設置されています。休息室に若干の飲み物を用意しています。

＊　建物内は禁煙です。喫煙は、建物外の指定喫煙所でお願いします。

５．大会に関するご連絡先等

大会への出席、参加払い込み等に関するお問い合わせは、下記にメールでお願いします。

福祉社会学会第５回大会事務局　ws5th@u-gakugei.ac.jp

基調講演

格差社会，Poverty，Social Exclusion
―遅すぎたWelfare Reform を提案する―

日時：　6 月 23 日（土）　13:20～14:00
場所：　【　Ｓ４１０　】

講演者：　星野　信也（東京都立大学（名誉教授））

格差社会，Poverty，Social Exclusion

～遅すぎたWelfare Reformを提案する～

星野信也（東京都立大学（名誉教授））

I. 格差社会 vs. Inequality or Poverty

1.「格差社会」のひとり歩き～～～適切な英訳はない.

→ 格差は本来「平等が期待されるものの間に現実に存する高低・上下・多寡の開き」を意味し，名詞形で「○○格差」と用いられる. e.g. 南北格差，地域格差，男女格差，大学格差. . . etc.

→ 英語は Inequality, Difference, Disparity, Dispersion, Dualism, Gap. . . etc.

→「格差社会」は「格差」を不特定に形容詞化し，わが国で意義誤訳されたUniversalism⇒普遍主義 即「みんな一緒主義」幻想からの乖離として，価値観多様化の中で，その曖昧さ故に広範に受容された.

→ 本来，底辺層に関して蓄積のある「貧困」や「不平等」を問題とすべきではなかったか？

2. わが国は比較的均質な日本人社会を前提し，年功賃金制の名残を温存.

→ 国際化の程度がごく低く EU に見られるような相当自由な人，物の移動は未発達（Capital 輸出は例外）のなかで，世界レベルの Globalization と価値観多様化にもかかわらず，国内限定の（曖昧）格差社会論が普及.

→ Gini 係数は官庁縦割りのなかで複数の調査が時系列的にも一定方向に収斂していない. どの調査も収入，所得は「税務調査」との関わりを恐れておざなりに調査されているため信頼性に問題. それでもGini 係数上昇は高齢者で顕著.

→ デフレが続いて不動産等資産格差Gini係数は顕著に下降し，意識面で人々を所得格差に若干寛容にさせた.

3. 諸外国では職能給のなかで多様な差別 -sex, race, ethnicity, color, religion, migrants, refugee 等-が存在し，かつ政府が Poverty, Social Exclusion の存在を公認しており，別に「格差社会論」は発想され難い.

4. わが国では「貧困」が政府に公認されないまま世界に例を見ない「一般扶助主義」の生活保護はすっかり residual 化.

→ EUでは技術革新と Globalization を背景に急増した Undeserving Poor の若年Working Poorが，救貧法のWorkhouse 原則に準じてSocial Assistance から排除され，受給しても Less Eligibility 継承のWage Stop に苦しんだが，その Working Poor を制限扶助のSocial Assistance からより寛容なIncome Support に受容するには Poverty から Social Exclusion（Social Inclusion 可能）への政策 概念転換 を必要とした. (Enabling Stateについて後述)

→ わが国では福祉三法から福祉六法へで，生活保護からカテゴリー別福祉に分離し，さらに老人保健制度，介護保険制度で社会保険へと無定見に普遍主義化され，取り残された選別主義の生活保護はほぼ完全にresidual 化された.

→ 技術革新と Globalization にもかかわらず，わが国の中若年勤労者世代は申請段階の水際で生活保護から閉め出されている.

5.「普遍主義」「みんな一緒主義」で中流階層化した福祉国家は低所得層には Access し難い制度体系化

①医療保険，介護保険などの社会保険はミーンズ＆ニーズテストを伴って社会福祉制度に接近，回帰

②所得比例制保険料に加えて定率ないし所得段階別自己負担金が導入され，低所得層へのハードルは高まり，自己抑制や未払いによる社会保険給付や援助からの Exclusion が拡大している.

→ 自立や予防の普遍的強調も，低所得層にはハードルを高めかねない.

→ “do more on tackling inequalities and improving access to community Services." (UK White Paper, 2006: Our Health, Our Care, Our Say .) Green Paper段階では: Your Health, Your Care, Your Say. ） (Enabling Stateについて後述)

II.生活保護と Income Support

1. わが国では先進諸国で 1960 年代に見られた「貧困の再発見」が，発展途上の高度経済成長の背景に隠れて見られなかった.
(P.Townsend の“The Poor & the Poorest”や M.Harrington の” The Other America"）.
→ Trickling or Filtering Down 前提，だが， 格差社会論以前から「貧困」問題は続いていたはず.
2. 西欧では Deserving Poor **とUndeserving Poorが峻別**され，Work Incentiveへの強い関心から後者は制限扶助の Social Assistance の対象外． The Homeless もわが国と違い自立した若年者が多い.
→ 1960 年代発想のNegative Income Tax は Work Incentive と Generosity を折衷する施策，現在ではEarned Income Tax Credit や Working or Child Tax Credit に取り入れられ，若年者向け重要施策となっている.

3. その反面で社会的ハンディを負った One Parent Family の児童等を Priority Group として差別化（**Affirmative or Positive Discrimination**)する発想が受容されている.
→ わが国には Positive な差別化が欠落:(ここにも「みんな一緒主義」: e.g.札幌の母子世帯への給付拒否）
→ 児童扶養手当や生活保護の老齢・母子加算の廃止方向はその欠落の典型例(先の OECD Report 参照）

4. Welfare Reform = Welfare to Workfare
→ 技術革新と Globalization で急増した失業者と Working Poor が Income Support 対象に加わり若年世代が急増，従来と違う新しい政策対応が求められた． Enabling State の Workfare は社会参加・貢献を求める意味で厳しさの側面
→ UKでは Unemployed は Jobseeker ‘s Allowance（JSA)対象． Working Poor には Working or Child Tax Credit
→ 必然的に Poverty から Social Exclusion（Social Inclusion対象）への政策概念転換 を伴った.
→ わが国では一般扶助主義にもかかわらず運用は制限扶助主義で，若年者は Support 対象外に置かれ Welfare to Workfare はほとんど現実化していない

参考：－
UK: The fight against poverty is central to the UK Government’s entire social and economic programme. Tackling the roots of social exclusion? in particular, discrimination, inequality and lack of opportunity? is an essential part of the vision of a successful and prosperous society. And breaking down barriers to employment goes hand in hand with promoting social inclusion.（2006 Budget）

III.Welfare State から Enabling State へ

1． EU諸国のSocial Protection 財政負担で児童を含む働く世代への支出比率がわが国と較べてかなり高い．それはWorkfareにもよるが，Cycle of Exclusion への強い関心も加わっている.

2. Welfare State（国の責任中心）から Enabling State（国と住民両者の accountability）への流れが見られる.
→“Ours has to be an enabling welfare state–one which helps people to help themselves.”(T. Blair)
→ Personal Accounts： 年金の賦課方式から支援付き積立方式への移行.
→ 安部内閣のいう再チャレンジは低所得層の上層部にしか働かないのでは？

3. わが国の生活保護は独立した最後の拠り所として強調され，その受給は国民健康保険からの排除，生活保護取込みに結びつき，反面で低所得やニートの若者は職安に振り向けられる.
→ Income Support の柔軟性，多面性が欠落．他方では税制による再分配機能も低下を続けている.
→ 生活保護制度は諸外国では何度も抜本改正されてきたが，わが国では失われた半世紀を経験した.
⇒ 検証が必要.

4. 格差社会論やそれに乗った新しい貧困論は，依然として「みんな一緒主義」の政策提言に終わっている．
→ 二重構造の産物である国民年金の全額租税負担論や若年者年金論（若年層への関心には敬意）， 最低賃金と生保基準の整合性等．

個人的提案は，生活保護制度から「独立した最後の拠り所」観念を払拭し，賃金や年金への Income Support へ転換する．

→「若者・母子向け」に就労助成の制度化を前提に Working or Child Tax Credit 新設，税制による再分配機能を強化．Cycle of Exclusion 対応で Sure Start や Head Start を導入．
→ 高齢者，障害者は「年金加算制度： Supplemental Security Income 」として体系化する．
→ 医療給付加算を制度化し，代替ではなく，保険料と自己負担への加算制度とする．
→ Housing Benefits の独立手当化．前提として早急に公私の Social Housing の充実を図る．高齢者，障害者のグループ・ホームも対象とする．
→ 受給手続を西欧並みに緩和，郵便，電子，電話申請(Declaration system)を認め，まず給付して事後調査へ， 受給率は西欧並みの 5% 前後を想定．
→ 財源は国民年金，国民健康保険，介護保険，老人保健制度等一部の社会保険への不公正な普遍的国庫負担金の上記選別的制度への転換で賄う． Selective Universality への Target 化．

IV.Social Policyの永遠の課題

1. Decent & Adequate な給付水準と Work Incentive の両立．

(1)わが国の生保基準決定は水準均衡方式といわれるが，その曖昧さが近年財政制約の影響を大にしている．

EUでは The Swiss social assistance guidelines (EUのSwiss会合で合意) arguably constitute the most explicit and elaborate exponent of internal logic that underlies payment rate setting what level of benefit is required to support a decent standard of living as based on the cost of food, clothing, toiletries, household goods, everyday necessities, as well as expenses for social activities and participation in cultural events (within reason).
→UK: To enable people to be independent and make their own choices, they need the backup of having some savings in the bank or a nest-egg.

(2) However, no country has a system of payment rate determination that is purely based on a budget standards approach. In general, payment rates are not based on poverty lines or the price of a certain basket of goods which identifies a social minimum, rather it is the other way around: social assistance payment rates (in conjunction with other benefits as housing and child allowances) define the minimum standard of living which individual societies are willing to support.

2. Welfare State の Gini 係数下げ， Equalizing Effect について (Glennerster (2006)).

In *absolute* terms the modern welfare state is reducing the scale of inequality by considerably *more* than it was in 1948. That this has not led to a more equal society than in 1948 is a consequence of the profound changes in the labour market and in demographic patterns

which have widened the inequality of market incomes to such a large extent. Tax and benefit policy is having to work much harder merely to stand still in terms of redistribution.

→日本もこれに近づくのではないか!!!

シンポジウム

東アジア福祉社会の可能性

―同質性と多様性―

日時：　6 月 24 日（日）　14:10～17:40
場所：　【　Ｓ４１０　】

司会者：　金子雅彦（防衛医科大学校）
　　鍾家新（明治大学）

報告者：
１．「戦後日本の再分配政策とアジア」
広井良典（千葉大学）
２．「福祉国家か福祉社会か―中国の現実と進路選択―」
王文亮（金城学院大学）
３．「転換期の福祉国家：韓国―選択的福祉から普遍的福祉へ　あるいは社会政策から社会・経済政策へ―」
卞在寛（韓国老人人力開発院）

討論者：　萩原康生（大正大学）
　　上村泰裕（法政大学）
　　株本千鶴（椙山女学園大学）

戦後日本の再分配政策とアジア

広井良典（千葉大学）

一般に経済発展の過程において「再分配」ないし「平等化」政策として重要な役割を果たすのは、必ずしも社会保障だけではない。とりわけ、戦後日本を含む後発の産業国家の場合には、キャッチアップ志向の開発主義的基調の中で、社会保障以外の諸政策（以下に述べる「広義の産業政策」）のほうが、再分配ないし所得平等化において大きな機能を果たすことがしばしば起こるのであり、新たな視点からの評価作業が求められている。

こうした問題意識を踏まえると、戦後日本の再分配政策は概ね以下のような４つの段階に分けられるのではないだろうか。

まず第１ステップは終戦直後の時期であり、これは端的に言えば「強力な“機会の平等”政策」の時期と特徴づけることができる。特に大きかったのは①農地改革による土地の再分配、②新制中学の義務化（教育の平等）である。このうち特に①がそうであるように、これらの政策は半ば“社会主義的”とも言えるような強い「再分配」を伴うものであり、平時には不可能といえるほどラディカルな性格のものであった。そして、こうした再分配政策が個人の「自由」な活動を促しその後の経済発展の大きな基盤をなしたことは、現時点においてあらためて再評価すべきものと考えられる。

第２ステップは概ね 1970 年前後までの時期であり、この時代は「生産部門を通じた再分配」という点に特徴づけられる。具体的には、①農業補助金（都市→農村への再分配）、②地方交付税交付金（中央→地方への再分配）、③産業政策（中小企業保護や衰退産業保護等）が代表例である。重要なことは、この時期においては社会保障を通じた再分配は相対的に小さく、あくまで「生産部門」内部の調整によって（つまり所得再分配というより資源配分段階において）一定以上の「平等」が実現されていたという点である。それを可能にしたのは不断の需要拡大（新規成長分野への新卒の雇用吸収を含む）であり、これらを総括して「（広義の）産業政策を通じた再分配」と呼ぶこともできるだろう。

第３ステップは、1970 年代頃以降の時期であり、この時代は①公共事業への依存の拡大、②社会保障による再分配（高齢者関係）の開始、という点に特徴をもつ。①については、データを見るとこの時期以降、「一人当たり所得の低い地方に公共事業が優先的に行われる」という傾向が顕著になる。つまり公共事業が（公共財の提供という資源配分機能ではなく）所得再分配機能、ないし“土建業従事者（その多くは農村からの移動）の生活保障”という機能をもつようになり、本来の趣旨を逸脱していった。加えてこの時代は高齢化が本格化した時期であるが、退職者については第２ステップまでのような「生産部門を通じた再分配」という対応は困難なため、自ずと「社会保障による再分配」が徐々に重要になっていった（老人保健制度（1982 年）や基礎年金（1985 年）等であり、これらは事実上、退職者に関する都市サラリーマンから農業・自営業者への再分配という機能をもった）。

そして第４ステップは、今世紀以降“小泉改革”を通じて強力な「市場化」の推進がなされてきた時期である。

日本の場合、以上の全体を総括すると、象徴的に言えば“産業政策から社会保障政策への転換”、つ

まり経済が成熟化して以降の段階において、それまでの「生産部門を通じた再分配（＝いわば“成長の果実”の配分）」から「社会保障による再分配（＝低成長化における本来の意味の再分配）」へと転換していくことに失敗した面が大きく、その様々な負の帰結――すなわち、一方における種々の既得権の固定化と、他方における社会保障の再分配機能の弱さや「格差」の拡大――にいま直面している、という評価ができるのではないだろうか。

なお、以上の議論の全体を、いわば“格差の進化”という視点からとらえ直すことも可能と思われる。格差というものは、それぞれの時代あるいは経済の発展段階において異なる形をとって生成するものであり、「格差一般」としてひと括りに論じるのは妥当ではなく、それぞれの状況ないし構造に応じた対応が重要である。単純化した概括が許されるならば、経済システムの進化に応じて、それぞれの段階に応じて生成する主要な格差は、

①「土地所有」をめぐる格差
②都市－農村の格差
③退職（高齢）者をめぐる格差
④現役世代（都市居住者）内部の格差

という形で生成してきたといえるだろう。ここで見てきた戦後日本にあてはめると、①については（第１ステップの）農地改革を通じた土地の再分配によって対応され、②については（第２ステップの）「生産部門を通じた社会保障」（特に中央→地方、都市→農村の再分配）によって対応され、③については（特に第３ステップ以降の）社会保障（特に年金）によって対応されてきた。歴史的には、①は農業段階の、②はいわば産業化・前期の、③は産業化・後期の主要な「格差」であるともいえ、大きく見れば、ポスト産業化時代の新たな「格差」としての④にいま直面しているという総括的な認識が可能であるだろう。

これへの対応のあり方についてはここで詳述する余裕がないが、これからの社会保障の基本的な方向として、（１）「事後から事前へ」（「人生前半の社会保障」の強化など）、（２）「フロー」から「ストック」へ（土地・相続などをめぐる再分配の重要性）、という二つの方向が本質的な意味をもつものと筆者は考える（広井（2006）参照）。また、本稿で論じてきた「再分配政策」という視点を含め、これまでよりもひとまわり大きな視点からアジア諸国における社会保障政策のあり方をとらえ、多面的な比較や今後の展望についての考察･議論を行っていくことが重要となっているのではないだろうか。

福祉国家か福祉社会か

—中国の現実と進路選択—

王　文亮（金城学院大学）

【報告の趣旨】

近年日本では、福祉国家批判、福祉社会賛美の声が非常に高まってきている。一部ではまるで福祉国家＝絶対悪、福祉社会＝絶対善のような構図が形成されつつあるとすら見受けられる。

果たして「福祉国家より福祉社会が優れている」というのは自明かつ普遍的な命題なのか、また、福祉国家から福祉社会への移行を万国共通の理念と見なしてもいいのか、議論の余地が大きい。

そもそも我々は福祉国家か福祉社会かを考える場合、具体的な国や地域の政治体制、経済水準、歴史文化といった実情を抜きにして何も始まらない。先進諸国間の相違はもちろんのこと、先進諸国以外の発展途上国となると、状況はいっそう複雑である。

東アジア地域においては近年様々な動きがある。日本はパブリックセクターの縮小、地方分権の推進、民間活力の活用などのように福祉国家から福祉社会へと積極的にシフトしていこうとしている。韓国と台湾は、かつての経済発展最優先に対する反省から出発して、普遍性と権利性を持つ包括的な社会保障制度の整備と拡大に取り組んでおり、福祉国家のへ道を本格的に歩み出した。

一方、現在もっとも微妙かつ不透明な状況にあるのが恐らく中国であろう。一党独裁の下で、国民の政治参加は極めて限定的で、社会保障と福祉への欲求は選挙などのルートを通して政治と行政、立法に反映されることはほとんどあり得ない。政治統制を強く受けている市民社会は擬制的な側面が強く、非営利組織の活動も資金面や活動方針において政府に依存せざるを得ない状況にある。一方の経済体制は資本主義の本源的蓄積を彷彿とさせる段階に進んでおり、市場経済メカニズムのフル回転が所得格差をはじめ様々な社会問題を噴出させ、深刻化を増している。普遍性と権利性を欠いた社会保障制度は都市と農村の二重構造を持ち、格差社会の是正に寄与するどころか、むしろ様々な格差をよりいっそう拡大させている。ナショナル・ミニマムの構築を最重要課題とする現段階の中国は福祉国家の道を避けて通れるのか、また、福祉社会への直接のシフトが可能なのか、慎重な議論と探求が待たれている。本報告では、こうした基本的な認識を踏まえながら、中国の社会保障制度の現状を検証しつつ、福祉国家を目指すべきか、それとも福祉社会へと直接シフトしていくべきなのか、といった今後中国の将来をも左右するほど重要な課題について考察してみる。

【報告の骨子】

一、中国と福祉国家の関連

1. 関心と警戒の錯綜
   - ・外国の福祉国家関連著書の翻訳出版
   - ・福祉国家体制および「福祉病」への強い警戒
2. 中国は「福祉病」にかかるのか
   - ・「福祉病」説急浮上の背景
   - ・都市社会保障における政府過重負担の軽減と農村における政府責任不在の社会保障制度整備

・福祉多元主義と政府の思惑

3.「福祉病」にかかる条件は中国にない

・普遍性、権利性、包括性を欠いた社会保障制度

・都市社会保険の狭い適用範囲

・農村社会保障制度の立ち遅れ

・ゼロ状態にある社会保障制度の法整備

4.開発主義と貧弱な社会保障財政支出

・開発主義の下での経済成長と社会発展の同時進行

・極めて不十分な社会保障財政

・社会保障財政拠出における地方負担の偏り

二、中国では福祉国家を飛び越した近代化は可能か

1.真の近代化とは

・近代国家と福祉国家の関連

・近代化の一段階としての福祉国家

・中国は果たして福祉国家の道を避けて通れるか

2.独裁の政治体制と国民の生存権保障

・生存権と発展権を最も重要な人権とする中国

・「残余的」福祉モデルと政府の慈恵としての福祉

3.国民のニーズ急増と政府の対応

・急速な人口高齢化と高齢者福祉ニーズの増大

・「社会福祉の社会化」=社会福祉の多元化（パブリックセクターの縮小+民間投資の奨励）

三、中国の経済発展は必然的に福祉の増進をもたらすのか

1.経済発展と福祉増進のズレ

・市場競争原理の過度崇拝

・社会保障制度における所得再分配機能の欠如

・市場経済万能論下での医療制度改革

2.市民社会の未成熟

・強力な国家と弱小な社会

・住民自治における住民委員会の役割

・自律性が問われる非営利組織（NPO、NGO）

・中間層の弱小と無力化

3.福祉国家の重要性と福祉社会の落とし穴

・福祉国家なしでの福祉社会は可能か

・社会保障制度構築における国家責任の確立

【主要参考文献】

・王文亮著『九億農民の福祉―現代中国の差別と貧困』中国書店、2004 年

・王文亮著『格差で読み解く現代中国』ミネルヴァ書房、2006 年

・吉田勝次著『アジアの開発独裁と民主主義』日本評論社、2000 年

・クリストファー・ビアソン著　田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未来社、1996 年

転換期の福祉国家　：　韓国

ー 選択的福祉から普遍的福祉へ
あるいは 社会政策から社会・経済政策へ　－

卞　在寛（韓国老人人力開発院　院長）

Ⅰ．はじめに

ー　韓国における「福祉国家」ー　1945 年以後 Europe 型 Model として一の出発

；1997 年 IMF 外換危機以後の金大中政府からはじまった。

・" 生産的福祉 " の実施

①　well-being creation：国民基礎生活保障法

②　work-fare：自活事業、社会的雇用

③　efficiency：制度の統合、伝達体系の改善

・　教育人的資源部の副総理昇格及び女性部の新設

ー　DJ 政府は社会保険制度、保健福祉サービス及び公的扶助制度の整備

ー　特に Social Safety Net の構築による選択的福祉の確立期

ー　盧武鉉政府の登場

・" 参与福祉 " の実施

：‘生産的福祉の継承・発展’

①　成長（経済）と分配（福祉）との先循環

②　社会サービス拡充を通じる社会的雇用の創出（‘社会的企業育成法（06.9)’）

③　社会投資政策としての社会保障体系の大幅改正

④　伝達体系の改編（‘住民生活支援局‘の設置）

⑤　普遍的サービスの実施（Voucher 制度及び老人長期療養保険法の実施）

・　HRD 政策の強化

・　科学技術部の副総理昇格

Ⅱ．最近 10 年間韓国における保健福祉政策の展開図

Ⅲ．韓国における社会投資政策の展開

1．概念および構成要素

1）社会投資（Social　investment）政策とは？

人的資本と社会資本への投資を通して経済活動参与の機械を拡大し、より良い仕事を持つことによって経済成長と社会発展を同時に追求する政策[P.Taylor-Gooby(2006)；D.Perkins(2004)；Esping-Andersen(2002)；A.Giddens(1998)]

2）社会投資政策の概念的構成要素

○　社会政策と経済政策の統合的接近

○　機会均等のための投資

○　経済活動参与に重点

○　未来の市民／勤労者としての児童に対する投資強調

2．なぜ社会投資であるか？

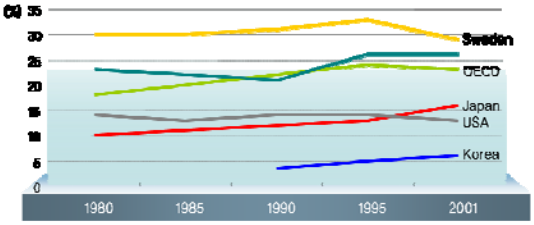

○　公共支出に基づいた伝統的福祉政策の限界露呈

ーOECD 国家達は租税と所得移転を通して社会支出規模を拡大したが、貧困率低下及び所得分配構造改善に失敗

○　新自由主義的接近は両極化固着及び深化招来

○　先進各国は事後的社会案全網を中心とした既存対策の限界を克服、未来産業構造及び人口構造変化に効果的に対応するため社会政策パラダイムの転換を試図中

3．社会投資政策の韓国的受容

○　西欧社会投資政策提起背景と状況的類似性

ー韓国の経済社会構造変化と新しい社会的危険に対しては所得を主とした伝統的福祉政策で限界

○　未来韓国社会発展のための戦略的重要性次元で切実に必要

ー急激な少子／高齢化問題のため経済成長が鈍化する可能性が高い状況で人的資本の生産性極大化必要

○　社会安全網内実化と並行するなど韓国的受容の必要性

ー基礎的な安全網を整えた福祉国家の土台から出た戦略をそのまま受容するには難しい現実勘案

ー基礎保障内実化及び伝達体系の公共性を確保する必要

４．重要実行戦略

ア．社会サービスの拡充

1）国民生活の質（QOL）向上のための社会サービス拡充

2）社会サービス市場形成戦略

3）社会サービス品質を高める戦略

イ．人的資本の投資拡大

1）児童投資の拡大

2）老後投資の拡大

3）事前予防的国民健康投資の拡大

ウ．福祉制度の持続可能性引き上げ

1）医療給与制度革新

2）健康保険薬調剤費の適正化方案

3）国民年金改革の推進

パネル・ディスカッション

市民社会構築にむけてのNPO研究の可能性と課題

日時：　6月23日（土）　14:10～17:40
場所：　【　Ｓ１０３　】

司会者：　小林良二（東洋大学）

報告者：
「市民社会構築にむけてのNPO研究の可能性と課題」
(Possibilities and Challenges Nonprofit Studies Brought about in the Search for Civil Society)
Jon Van Til (Rutgers University, USA)
（通訳：須田木綿子　（東洋大学））

討論者：　田中敬文（東京学芸大学）
安立清史（九州大学）
下夷美幸（東北大学）

パネル・ディスカッション

市民社会構築にむけてのNPO研究の可能性と課題

司会者　小林良二（東洋大学）

米国の「ＮＰＯ」研究は、1980年代のSalamonらによる統計研究を契機に大きな社会的関心を得ることとなり、「ＮＰＯ」の定義も、Salamonらが採用した米国国税庁によるタックスコードに基づくものが主流となった。しかしこれについて学会内には、方法論上の利便性に譲歩し、「ＮＰＯ」本来の理念をなおざりにしたアプローチとの批判が根強くある。そして、市民社会という究極の価値に照らし合わせ、「ＮＰＯ」研究を根本的に再編する必要性も訴えられている。本シンポジウムでは、このような「ＮＰＯ」研究再編派のひとりであるJon Van Til氏を迎え、市民社会論の文脈における「ＮＰＯ」研究の功罪について検討する。

報告者：
「市民社会構築にむけてのNPO研究の可能性と課題」
(Possibilities and Challenges Nonprofit Studies Brought about in the Search for Civil Society)
Jon Van Til　(Rutgers University, USA)
（通訳：須田木綿子　（東洋大学））

コメンテーター
１．田中敬文（東京学芸大学　日本NPO学会）
２．安立清史氏（九州大学　福祉社会学会）
３．下夷美幸氏（法政大学　福祉社会学会）

Jon Van Til
米国Rutgers大学教授。元・米国NPO学会会長(Association for Research on Nonprofit Organizations and Voluntary Action)。主要著書に”Mapping the Third Sector”(The Foundation Center, 1988)、”Growing Civil Society”(Indiana University Press, 2000)

テーマ・セッション

福祉社会学における計量的方法（その３）

日時：　6 月 24 日（日）　9:30～12:25
場所：　【　Ｓ１０３　】

司会者：　中田知生（北星学園大学）

１．雇用政策をめぐる社会意識の計量分析―「福祉と生活に関する意識調査」から―
小渕高志（東北文化学園大学）

２．健康悪化プロセスの社会階層による差異に関する研究
―Amos を用いた成長曲線モデルによる分析―
中田知生（北星学園大学）

３．公的対人サービスの民営化と Organizational Isomorphism
―介護保険指定事業者への調査結果から―
○須田木綿子（東洋大学）高木寛之（大妻女子大学）

４．女性のライフコースと介護―イベントヒストリー分析を用いて―
菊澤佐江子（奈良女子大学）

５．高齢期における共生意識と「生活の質」志向
三重野卓（山梨大学）

雇用政策をめぐる社会意識の計量分析

――「福祉と生活に関する意識調査」から――

小渕 高志（東北文化学園大学）

１．報告の概要

本報告は、社会政策と社会意識との関連を明らかにすることを目的に実施された全国調査「福祉と生活に関する意識調査」（武川正吾ら、2000 年実施）の分析結果をもとに、雇用政策のあり方と社会意識とを考察する。考察の課題は、次の 3 点である。1)人々は雇用政策に関してどのような意見の相違を持っているのか。2)そのような意見の相違の背後に、どのような価値意識や規範意識があるのか。3)雇用政策に関する社会意識は、どのような要因によって規定されるのか。これらの課題を考察することによって、人々の政策要望を数量的に明示したい。

２．政府が引き下げるべき失業率の水準

まず、雇用政策に対する人々の態度や価値観を、失業率に見てみたい。そこで、政府は失業率をどの程度まで引き下げる責任があるのかを、次のような質問で尋ねた。

「現在わが国の失業率は 5%程度ですが、あなたは、政府は失業率を何%くらいにまで引き下げる責任があるとお考えですか？（○は 1 つ)」という問に、「0%（失業者が全くいない状態)」が 11.2%。「1%台（高度成長の頃の水準)」が 16.1%。「2%台（バブル経済の頃の水準)」が 23.1%。「3%台（1990 年代前半の水準)」が 38.0%。「４%台（近年の水準)」が 6.3%。「6%以上になってもかまわない」が 1.2%。「政府に責任があるとは思わない」が 4.2%であった。

このように、多くの人たちが政府は失業率を 3%台よりも低い水準に抑えるべきだとする意見を持ち、失業の解決に政府の責任を重視しているといえる。

３．失業対策の形態

次に、より具体的な失業対策の形態を見ることで、雇用政策のあり方に対する意見を考察してみたい。そのために、次のような質問で意見を尋ねた。

「あなたは、現在の不況による失業問題への対策として、政府はどのような政策をとるべきだと思いますか？（○は 1 つ)」という問に、「公共支出を増やして景気を刺激し、失業者の数を減らす」（景気刺激）が 27.5%。「国や自治体が失業者を直接雇い入れる」（直接雇用）が 15.1%。「職業訓練の機会を増やして、転職・再就職を容易にする」（職業訓練）が 25.6%。「新たに事業を始める人を支援して、働く機会を増やす」（起業支援）が 25.9%。「企業の競争力を回復させるためリストラを支援し競争力を強化する」（競争力強化）が 5.9%であった。

このように、競争力強化が 5.9%と少なく、人々は何らかの失業対策を求めている。なかでも、公共支出による景気刺激から失業を吸収する失業対策の意見（景気刺激）が 27.5%ともっとも高く、次いで、事業を始める人を支援し、働く機会を増やす意見（起業支援）が 25.9%、転職・再就職を容易にする意見（職業訓練）が 25.6%というように、政府が失業の解決に積極的な政策をとることを、多くの人々は望んでいる。

４．失業対策の形態と政府が引き下げるべき失業率の水準

人々の標榜する失業対策の形態ごとに政府が引き下げるべき失業率を見ると、標榜する失業対策の形態ごとに、人々が許容する失業率の水準の違いが現れる。ここでは、２．と３．とで見てきた２つの質問をクロスさせて分析してみよう（下図参照）。

失業対策の形態として、景気刺激、直接雇用、職業訓練、起業支援を標榜する人々の 40～60%は、政府が引き下げるべき失業率の水準を「0～2%台」とし、30～40%の人々は「3%台」としている。このように、失業対策の形態に景気刺激、直接雇用、職業訓練、起業支援を標榜する人々の多くは、政府が失業率を 0～2%台に引き下げるべきとし、許容しても「3%台」までとするような、政府の失業対策に強い要求を持つ人々である。

では、リストラによる企業の競争力を強化することを標榜する人々は、政府への要望が弱く、高い失業率を許容しているのだろうか。競争力強化を標榜する人々であっても、47.1%の人々が政府は失業率を「3%台」に引き下げるべきだと考えており、「4%台」と「5%以上」と「政府に責任はない」を合計した 33.6%よりも、「3%台」に引き下げるべきだと考えている人々のほうが、実際には 13.6 ポイント多い。

図　失業対策の形態と政府が引き下げるべき失業率の水準

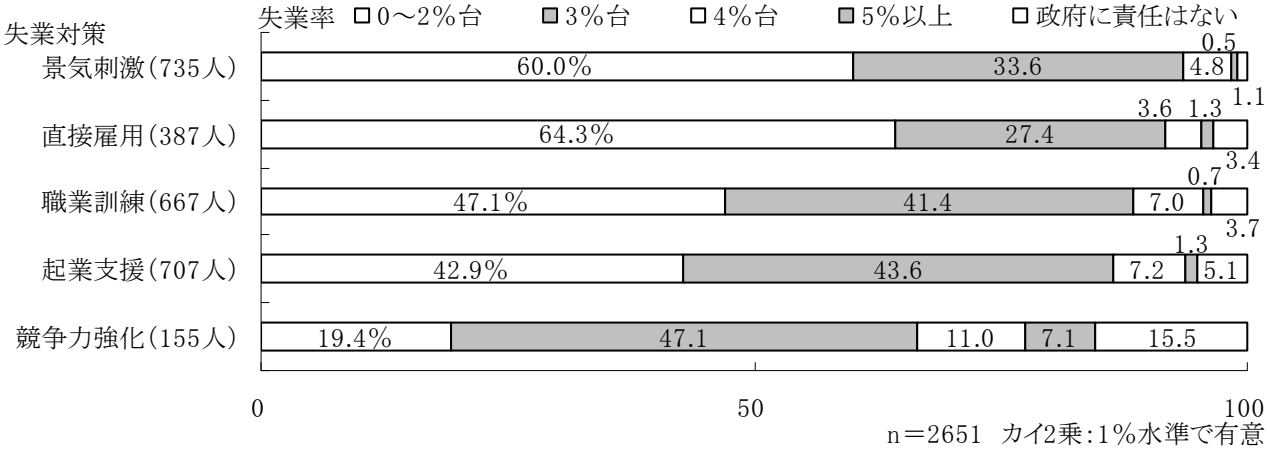

n＝2651　カイ2乗:1%水準で有意

５．まとめ

本報告では、2000 年に実施された「福祉と生活に関する意識調査」（SPSC 調査）のなかで、雇用政策に焦点を当てた考察を行なった。考察を振り返ってみると、政府は失業率を「3%台」までに抑えるべきだとする意見を、69.8%の人々が持っている。たとえ、企業の競争力を重視しリストラを容認する人たちでも、66.5%の人々が政府は失業率を「3%台」までに引き下げるべきだと考えており、いわゆる「小さな政府」を支持する割合は低い。

このように、自由競争を是とする人たちであっても、高い失業率を許容しているわけではなく、多くの人々が、失業率 4.5%前後の近年の水準さえも、許容できるものとして見ているわけではないことが明らかになった。

景気が回復しつつあるとされることから、今日では政府の規模を縮小する議論が進んでいる。しかし、一元的な縮小論ではなく、最適な規模を模索する議論の必要があるといえるだろう。その理由は、少なくとも雇用において、人々の政策要望は、政府の縮小にあるとはいえないからだ。むしろ、人々の社会意識には、政府の責任を重視し、積極的な雇用政策を要望している側面がうかがえる。

健康悪化プロセスの社会階層による差異に関する研究

－Amos を用いた成長曲線モデルによる分析－

中田　知生（北星学園大学）

１．研究の目的

本研究の目的は､｢社会階層によって健康悪化のプロセスが異なる｣という仮説を検証することである｡特に、ここでは、共分散構造分析のためのソフトウェアである Amos を用いた潜在曲線モデルにより分析する。

社会階層と健康との関連については、健康の社会学、公衆衛生学、社会医学など社会的側面から健康を扱う学問分野においてその興味が共有されてきた。そこでは、疾病や、死亡という現象が社会的地位と結びついているということを確認するとともに、その理論を発展させてきた。本研究も、その領域のそれのひとつである。

一方、成長曲線モデルは、反復測定データを分析するための多変量モデルの総称である。このモデルの分析においては、いくつかのアプローチが存在する。ひとつは、一般多変量分散分析（GMANOVA）を利用した分析手法、もうひとつは、本研究で採用した潜在曲線モデル(latent curve model)（もしくは、潜在変数モデル（latent variables model)、潜在成長曲線モデル(latent growth curve model)）によるアプローチである。Nakata(2006)においては、健康のプロセスと社会階層の関連について前者によって分析を行った。今回は、潜在曲線モデルによって分析を行う。

２．社会階層と健康悪化のプロセス

先に述べたとおり、健康と社会階層の問題はいくつかの学問領域における研究から興味が向けられている領域である。すなわち、医学、生物学的アプローチとは異なる分野からの人間の死や疾病に対するアプローチであり、そこには、社会的地位やライフスタイルなどのさまざまな社会格差が人間の生命や肉体の物理的な悪化に対して影響を与えることを示唆するものである。特に、イギリスなどの階級社会においては、社会階層が健康に与える効果が測定されたり、また、その理論化が進んだ（たとえば、Black Report など)。

そして、そのような社会階層と健康に関する理論の進展は、社会階層の健康に対する帰結への効果のみならず、健康が悪化する過程においても階層差が存在するという仮説に至った。たとえば、'Longer life but worsening health' 仮説は、人間の平均寿命が伸長したが、特に、その高齢期においてはさらなる慢性疾病や生涯と結びついているというものである。この仮説は、罹患率の階層差から、階層によって疾病に罹るプロセスが異なるという仮説となった（Nakata 2006)。

このような仮説が構築されてきた背景には、もちろん、一方では健康と社会階層に関する新しい知見が登場してきていることもあるが、もう一方で調査方法や分析手法の発展・改良などとも重なっている。

本研究においては、教育年数が、加齢とともに増加する慢性疾病の罹患に影響を与えるか否かを検証することを通じて、社会階層が健康悪化のプロセスに影響を与えるか否かを検証する。

３．データと用いた変数

(1)データ：本研究において用いたデータは､1999 年に札幌の３つの区において行われた調査データを用いた。調査対象者は 60 歳以上の男性で、確率比例抽出法により 893 名を抽出し、484 名より回答を得た。調査の詳細については、中田（2001）を参照のこと。

(2)従属変数：対象者個人の 20 歳、40 歳、60 歳時の慢性疾病の数に関する時系列データ。これらは、①関節炎/リュウマチ、②肺の障害、③高血圧、④糖尿病、⑤心臓発作/心臓病、⑥癌/悪性腫瘍、⑦骨折や骨粗鬆病、⑧腎臓病、⑨喘息など呼吸器系の疾患、⑩肝臓の障疾患、⑪精神障害、⑫胃などの消化器系の疾患、の各慢性疾病について、現在の発症の有無とその発症年齢を記入してもらい、上記のデータセットを構築した。この 12 の慢性疾病の指標は、House et al.(1994)を参考にしてリストアップした。

(3)独立変数：社会階層として公教育の年数を用いた。
(4)その他：コントロール変数として年齢を用いた。

４．分析

本研究においては、潜在曲線モデルを用いた。これは、確証的因子分析を用いるときに因子負荷量を求めるのとは逆に、その因子負荷量を固定して、かつ、通常のような潜在概念の平均を０に固定される仮定を除き、それを推定するという平均構造のあるモデルである。なお、ここでの潜在概念は、説明変数から従属変数への回帰の「傾き」と「切片」となる。多くの共分散構造分析のためのソフトウェアにおいては、このような成長曲線モデルの分析を行うことができる。今回は、Amos6.0 を用いた。

まず、基本モデルを構築する。これは、反復測定データから抽出される概念として切片と傾きとを設定しただけものである。ここからわかることは、まず、モデルの当てはめの良さが非常に悪いことである。

次に、年齢と教育年数を入れ、そこから概念である傾きと切片への因果関係を入れたモデルを作った。コントロール変数として用いた年齢の傾きに対する傾きの効果は有意となった。しかし、教育年数から傾きの効果は有意ではなかった。ここから、本研究において検証している社会階層から健康悪化のプロセスへの影響はないと言える。

５．結論と議論

上記の分析の結果から、教育年数は、健康悪化のプロセスに対して効果を持たないことがわかった。ただし、モデルは、あまり当てはめの良くないものであった。このような結果は、一般多変量分散分析を用いたNakata(2006)と同様のものである。

これらの結果を勘案し、以下の問題を再検討する必要があるだろう。

第一に、健康悪化のプロセスの測定の問題である。まず、回顧データはかねてから信頼性が低いと言われてきた。しかし、疾病は、命に関わることもあり、回顧データのなかでの信頼性は低くはないかも知れない。このような問題に対しては、それを入手することは大変であるが、パネルデータによって測定されたものを用いる必要があるだろう。また、慢性疾病を各調査対象者がどのように認識するかということも問題となるであろう。ある対象者は、医者に診断されて、自分が慢性疾病に罹患していると思う一方、ある種の慢性疾病においては対象者個人の思いこみのみで罹患していると答えるかもしれない。この調査ではあまりそのあたりの基準が明確ではなかったかもしれない。

第二に、本研究においては、慢性疾病数という指標によって、健康悪化のプロセスを検証した。しかし、疾病の認識の問題などを勘案すると、主観的な指標やＡＤＬのような指標の方が適合的かも知れない。いずれにせよ、このような疾病の指標が、上記のような仮説に適合的であるか否かは、もっと考えるべきであろう。

これらのデータや測定の問題はあるものの、潜在曲線モデルは、反復測定モデルを分析するさいに適応可能な強力なツールである。非線形モデルも簡単に扱える、複数の集団間の比較が可能である、カテゴリカル変数を用いることができるなどの特徴や、応用により累積効果を検証できるなどを勘案すると、今後、もっと活用される分析手法となる可能性もある。

〔参考文献〕

Duncan, T.E., S.C.Duncan, and L.A. Strycker, 2006, An Introduction to Latent Variable Growth Curve Modeling: Concepts, Issues, and Applications, 2nd Edition, Lawrence Erlbaum Associates.

House, J.S. et al. 1994, “The Social Stratification of Aging and Health,” Journal of Health and Social Behavior, 35: 213-234.

狩野裕・三浦麻子、2002、『Amos, EQS, CALIS によるグラフィカル多変量解析』補増版、現代数学社.

中田知生、2001、「健康悪化のプロセスと社会階層－健康の縦断的指標をめぐって－」、北星学園大学社会福祉学部、『北星論集』、第 38 号、p.1-9.

Nakata, T., 2006, ″Longitudinal Analysis of the Relationship between Social Stratification and Process of Worsening Health,″ 北星学園大学社会福祉学部、『北星論集』、第 43 号、p.59-67.

豊田秀樹、2000、『共分散構造分析[応用編]－構造方程式モデリング－』、朝倉書店.

公的対人サービスの民営化とOrganizational Isomorphism

――介護保険指定事業者への調査から――

○須田木綿子（東洋大学）・高木寛之（大妻女子大学）

目的

先行研究では、公的対人サービス(市民が共通して必要とする対人サービス。介護や保育など)の領域が民営化され、営利組織と非営利組織が同一のフイールドでサービス供給に従事するようになると、非営利組織も商業化して営利組織的要素を強めるため、営利組織と非営利組織の差異は縮小・消失すると指摘されている（Organizational Isomorphism)。

しかしながら、活動の対象とする住民に十分な購買力が無ければ、サービス供給組織が「商業化」する余地は少ないであろうと予測され、組織をとりまく環境の異なりによってOrganizational Isomorphismの過程も一様ではないと考えられる。また組織の実態は、分析ユニット（組織のどのレベルを分析対象とするか）や用いる指標によって異なるものであるが、そのような分析視点や分析方法の影響を意識した調査設計をもってOrganizational Isomorphismを検討した実証研究も少なく、議論の精緻化には多くの課題が残されている。

そこで本研究は、公的対人サービスの民営化の影響が先鋭化して観察される介護護保険制度下の高齢者ケアの領域に着目し､住民の社会経済指標が大きく異なる２地域で活動する介護保険指定事業者全数に調査を実施した。そして、客観的指標としての「組織のパフォーマンス」と回答者の主観的判断に基づく「組織の志向性」について、提供するサービスの異なりを考慮しつつ経営主体別の比較を行ったので、その結果を報告する。

調査地域および対象

東京都東部に位置するA区と西部に位置するB区にて活動する介護保険指定事業者の事業所長を対象に、構造化された質問紙を用いての訪問面接法による調査を実施した。A区では134事業者のうち94事業者の所長（70.15%）から、B区では160事業者のうち115事業者の所長（71.88%）から有効回答を得た。

本研究ではこのうち、事業者の数が極端に少ないサービス領域を除き、老人ホームと通所サービス、および訪問介護事業を行っている184の事業所から得られた回答について分析を行った。

分析方法

経営主体は、「非営利（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、生協）」「株式会社」「有限会社」の三分類とした。

組織のパフォーマンスは、以下の３点から把握した。

① 収支バランス（黒字であるか赤字であるか）
② 利用者数から見たマーケットシェア
③ 利用者の平均要介護度

組織の志向性は、組織の活動内容に関わる25の調査項目から得られた回答をもとに４つの因子を抽出し、それぞれの因子得点をもって把握した（主因子分析・斜交回転　因子寄与率87.82%）。各因子の特性は下記のように解釈されている。

① 商品としての介護サービス（介護サービスを商品と見なして質や基準の統一をはかり、販売する）
② 利用者負担を伴うサービスの質向上（利用者負担を前提に良質のサービスを提供する）
③ 人件費節約による利用者への経済的負担の回避（利用者への経済的負担を考慮して料金の徴収は必要最低限にとどめる。不足する経費は人件費の削減をもって賄う）
④ 公益性重視（困難な状況にあるサービス利用者への支援を一義的な目的とし、時に採算性も度外視する）

結果

社会経済指標が比較的低いA区では、組織の志向性は経営主体によって大きくことなっていた。すなわち、非営利の事業者は「人件費節約による利用者への経済的負担の回避」と「公益性重視」の因子得点が高く、株式会社は「利用者負担を伴うサービスの質向上」の因子得点が高くなっていた。いっぽう有限会社は「公益性重視」の因子得点が高いという特徴を示した。しかしパフォーマンスは、老人ホーム、通所サービス、訪問介護のどの事業を提供しているかによって有意に規定されており、経営主体別の差は認められなかった。ちなみにインタビューの過程で多くの株式会社から、サービス利用者の多くが低所得であるために、法定の介護保険サービス以外の有料サービスを展開する余地は限られているとの報告がよせられており、株式会社が自身の志向性を実現できていない様子が推察された。

いっぽう社会経済指標が比較的高いB区では、経営主体によってパフォーマンスに有意な差が認められた。株式会社は要介護度の低い高齢者を多く受け入れ、収支バランスにおいて黒字の割合がもっとも多くなっていた。これに対して非営利の事業者はマーケットシェアが大きく、介護度の重い高齢者を受け入れていた。しかし組織の志向性においては、株式会社と非営利事業者はほぼ同様の傾向を示し、「商品としての介護サービス」と「利用者負担を伴うサービスの質向上」の因子得点がいずれも高くなっていた。有限会社はA区とほぼ同様の傾向を示した。

考察

社会経済指標の異なるA区とB区いずれにおいても、組織の志向性は、経営主体と提供するサービスの双方に規定されていた。しかしパフォーマンスは、A区において経営主体別の差が認められず、そのことは、A区に居住する住民の経済条件に関連していると推察された。有限会社は営利組織でありながら、本研究で把握されたパフォーマンスや組織の志向性に関する限り、非営利組織的な性格を強めていると思われた。いっぽうそれとは逆に、B区の非営利事業者が株式会社と同様の志向傾向を示したことは、一部の非営利事業者の営利化の可能性を示唆するものと考えられる。

なお、営利組織の経営トップ層には現場職の経験がまったく無いものも少なくなく、最高経営責任者のレベルでは、営利・非営利等の経営主体別の差異は大きいと推察される。しかし現場職員は、共通の養成課程を経て介護職に従事しており、対人援助技術者として共有する価値観も多い。したがって異なる経営主体間であっても、現場レベルの職員の意識の差異は少ないと考えられる。このような中で本研究は、現場を把握しつつ、組織の志向性についても意識化して理解する立場にあるものとして事業所長を調査対象としており、本研究で把握された経営主体間の差異は、経営トップ層を調査対象とした場合よりは少なく、現場職を調査対象とした場合よりは強調されたものと推定される。

結論

本研究の限りでは、営利の介護保険指定事業者と非営利の介護保険指定事業者の境界は曖昧であり、その意味におけるOrganizational Isomorphismの現象は存在すると考えられる。しかしその過程は、従来指摘されてきたような「非営利組織の営利組織化」のみに必ずしもよるのではなく、有限会社の動向に示されるような一部の営利組織の「非営利化」というダイナミクスも存在する様子がうかがわれた。さらにこのような営利―非営利組織間の相違は地域によっても異なり、その背景には住民の社会経済条件が関わっていると推察された。

本研究は、科学研究費補助金（一般（B））「**民営化・市場原理導入による公的対人サービス領域の構造的変化と非営利サービス組織（平成17～20年度　主任研究員：須田木綿子）」によって実施された。なお本研究には、木口恵美子（東洋大学）、豊田淳一（東洋大学）、千野根理恵子（生活科学運営）も共同研究者として参加した。**

女性のライフコースと介護

―イベントヒストリー分析を用いて―

菊澤　佐江子（奈良女子大学）

１．本報告の目的

本報告の目的は、現在公開されている二次データ（全国家族調査 NFRJs01）を用いて、ライフコース視点から女性の介護のイベントヒストリー分析を行った実証研究の成果を示しながら、福祉研究におけるイベントヒストリー分析の課題と可能性について検討することである。

イベントヒストリー分析は、イベントの生起に関する時系列データ（パネルデータ、回顧データ等）を分析する上で有用な計量的手法で、社会科学において広く用いられている（Allison 1984）。公開されている二次データの中で、こうした時系列データはまだ限られるものの、近年、全国高齢者調査や全国家族調査などが公開され、応用の可能性が広がっている。

報告者はこれまでに、子どもの死亡（Kikuzawa 1999）や、高齢者の要介護度の変化（菊澤ほか 2007）などのイベントについて、この手法を用いてきたが、本報告では、介護というイベントをとりあげ、女性の介護およびその規定要因が、戦後どのように変化したのか、という問題関心にもとづき、ライフコース視点から仮説を導き、検証を試みる。

２．先行研究

ライフコースという視点は，個人の生涯にわたる家族や仕事といった社会的役割へのかかわりの軌跡（trajectory）を「役割経歴（career）」ととらえ，それぞれの役割経歴が互いに深く関わっていること，役割の獲得・喪失といった「役割移行（transition）」が，これらの役割経歴に根ざしたものであることに着目する（Elder 1995）．この考え方に基づけば，介護者役割も，身体的介護を他に依存する者に対してケアを提供する社会的役割であり，この役割の獲得と喪失の軌跡は，介護経歴としてとらえられ記述される．そして，介護者への役割移行経験は，過去から現在にわたる他の役割やこれに関わるイベントとの関連で考察される．本研究は，ライフコース社会学の提示する主要概念の中でも，特に「タイミング(timing)」（Elder 1995）に着目し、仮説の構築を行った．

３．データ・変数

①データ

データは，東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJ データアーカイブから，全国家族調査**「戦後日本の家族の歩み」（略称**：NFRJ-S01）2002（**日本家族社会学会全国家族調査委員会）の**個票データの提供を受け，分析に使用した．回想法により回答された「3 ヶ月以上中心となって（あるいはかなり）かかわった介護・看護」のすべての介護・看護の相手，開始年，終了年のデータをもとに、各人につき 18 歳以降の経過時間（t 年）分のデータを含む人年データ（person-year data）を作成した．

②変数

従属変数は，18 歳以降各年の初回介護経験の有無で，イベントは各人につき一回（初回介護を経験した最初の年）である．観察時間は 18 歳以降現在の年齢までとし，調査年までに介護を経験したことがない者は調査年の歳で「censor（観察打ち切り）」されたとみなした．独立変数には，先行研究を踏まえて，家族構成（男きょうだいの有無，きょうだい数，夫が長男であるか否か，夫のきょうだい数），同居の状況（18 歳以上各年に対して 1 年前（t-1 年）に，妻方の親と同居であるか否か，夫方の親と同居であるか否か），就業の状況（18 歳以上各年に対して 1 年前（t-1 年）に，無職，フルタイム，自営，パートタイムのいずれであるか，また，その仕事についてから前年（t-1 年）までの在職年数）を用い，制御変数として個人の特性（年齢（歳），教育年数（年））を用いた．

４．分析結果

52 歳以上の 3 つのコーホートの各年齢における介護率の推移については、コーホートが若くなるほど，40 代以降の介護率が急激に高まっていることが示された。また、18 歳から 52 歳までの介護期間、介護開始年齢、介護回数、介護対象などの詳細な分析の結果、妻方の親を介護する者が増えることにより、介護を 1 回経験する者の割合が増加していることが示された。

介護の規定要因については、年齢が高齢になるほど，教育年数が長いほど，また最近のコーホートほど介護を経験する可能性が高いことが明らかとなった。夫婦のきょうだい構成に関しては，夫が長男であるほど介護を経験する可能性が一貫して高い一方，きょうだい数の影響は全体についての分析結果にのみみられ，男きょうだいの有無や夫のきょうだい数の影響はみられなかった．同居はいずれのコーホートにおいても有意な影響を示しているが、夫方親との同居が介護に及ぼす影響は最近のコーホートで小さくなっている。就業状況については，最近のコーホートで、フルタイムの者は無職の者に比べて介護を経験する相対的リスクが小さいことが示された。

５．考察

イベントヒストリー分析を介護というイベントに応用した事例はまだ少ないが、介護というイベントの分析においても、その規定要因を探ったり、群間のパターン比較を行ったりする上で、有用であると思われる。この分析手法は、ほかにも、福祉に関わる様々なイベント（出産、死亡、要介護度の変化、退職等々）に応用可能であるが、現状ではイベントの生起に関する時系列データが限られており、この点が課題として残される。今後、こうした変数を含むパネルデータが蓄積されることにより、この分析手法の応用可能性が広がり、福祉社会学研究に、さらなる新しい知見がもたらされることが期待される。

文献

Allison, Paul D. 1984. Event History Analysis. Beverly Hills, CA: Sage.

Elder, G. H., Jr. 1995. “The Life Course Paradigm, Historical, Comparative, and Developmental Perspectives.” In Examining Lives and Context: Perspectives on the Ecology of Human Development. Edited by P. Moen, G.H. Elder, Jr., and K. Kuscher. Washington, D.C.: American Psychological Association Press.

Kikuzawa, Saeko. 1999. Family Composition and Sex Differential Mortality Among Children in Early Modern Japan. Social Science History 23 (1): 99-127.

菊澤佐江子ほか. 2007. 軽度要介護者における介護保険サービス利用の効果. Working Paper.

高齢期における共生意識と「生活の質」志向

三重野　卓（山梨大学）

Ⅰ　問題意識

わが国において、共生（coexistence）という概念が社会現象において注目を集め、共生社会のあり方について議論されるようになったのは、1980 年代の半ばからである。工業社会が成熟化し、よりソフトな「質的」側面が注目されたからである。また、当該社会のシステムとしての開放性が高まり、その中で様々な異質性、多様性が混在するようになったといえる。共生、および共生社会は、諸外国においても、実質的に、それに近い用語がある。社会的排除(social exclusion)、社会的包摂（social inclusion）、社会的凝集性(social cohesion)は、その例である。さらに、近年、社会関係資本(social capital)という概念も注目されており、そこでは、ネットワーク、そして、信頼、規範（互酬性）に焦点がある。こうした関係性とか連帯、交流、および社会的統合が議論の対象になっているのには、それなりの理由がある。新自由主義、効率化の流れの中で、人びとの関係性が崩壊しているのではないかという危惧が一般化しているのも、その理由のひとつである。

内閣府に設置された「共生社会形成促進のための政策研究会」は、「共生社会に関する基礎調査」（三重野は、委員として参加）を実施している。同調査は、2004 年 3 月に実施された（層化 2 段無作為抽出法、面接調査）。ここでは、60 歳以上のデータ（1342 サンプル）を使用して、分析を行うことにする。

Ⅱ　使用変数の説明

①まず、「生活の質」については、生活の全体的な「満足感」を採用する。②本報告では地域共生について検討するために、人々が地域に対して愛着を持っているか（「愛着感」）、把握する必要がある。③地域や社会のために「役立ちたい」という意識は、共生のための貢献意識を表している。④共生とは、人間関係的なものであるとしたら、他者へ「関心を向ける」、他者から「関心を向けられる」という点は、基本的な分析視点になる。⑤共生は、ソーシャル・キャピタルという観点を含んでいるとしたら、ネットワーク、信頼、規範の要素が重要になる。ここでは、「信頼感」を採用することにする。⑥たいていの人は、他人の力になりたいと考えていると思うかという「他人の力」、および、人々は助け合っていると感じているかという「助け合い」という関係的側面も不可欠になろう。⑦共生では、差異を差異として認める、そして、人々が社会から排除されない、という点が不可欠になる。ここでは、周囲の人たちが差別的な振る舞いをどの程度しているのか、という「差別認識」、および、自分も同調して差別的な発言をしてしまうという「差別同調」という変数を採用することにしたい（各変数は、５段階尺度を構成、質問紙、平均、標準偏差は省略）。

Ⅲ　共生をめぐる意識連関

それでは、共生をめぐるメカニズムは如何なるものであろうか。ここで、以上の観察された変数とともに、観察されない潜在的な変数を仮定し、共分散構造分析の一種である多重指標分析を適用してみよう。

ここでの検討課題は、以下の通りである。

①「満足感」は、潜在的な「帰属・貢献意識」変数（「愛着感」、「役立ちたい」から構成）により規定される。②「帰属・貢献意識」変数は、潜在的な「相互関心」（「関心を向ける」、「関心を向けられる」）、「信頼関係」（「信頼感」、「他人の力」、「助け合い」）、「差別意識」（「差別認識」、「差別同調」）といった共生関係の変数により規定される。③ただし、「差別意識」は、他の二つの潜在的変数と負の関連にある。④三つの共生に関する潜在的変数は、相互に規定関係にあるのではなく、相関関係にある。⑤ただし、包括的な「差別意識」は，他のふたつの潜在的変数と性質を異にするため、相関は弱く、また、包括的な「帰属・貢献意識」との関連も弱い。⑥共生意識が「生活の質」意識を規定するという、意識が意識を規定するという点が、本稿の前提をなしている。この意味から、共生意識と「生活の質」は、意識の面でレベルが異なる。

結果として、「差別意識」の「帰属・貢献意識」への規定力は、弱く、また、「差別意識」と「相互関心」の関係は実質的に無相関になっているが、その他の点は、妥当な結果といえよう。

Ⅳ 「生活の質」、共生の規定要因

ところで、本研究における大きな問題意識は、共生をめぐる地域差にある。ここで、地域を、町村、小都市、中都市、人口 30 万以上都市（政令指定都市を除く）、政令指定都市（東京都区部を含む）に分類した。さらに、客観的な説明要因を使用して、幾つかの意識項目を被説明変数として、多項ロジスティック回帰分析を行った（カテゴリーのオッズ比は省略）。

①被説明変数が「満足感」の場合、説明変数としては、「性別」、「年齢」、「世帯収入」、「配偶者有無」が統計的に有意になっている。②被説明変数が、「愛着感」の場合、「世帯収入」、「居住年数」が説明変数となっている。③被説明変数が「役立ちたい」の場合、「年齢」、「職業」、「学歴」、「居住年数」が説明変数となっている。④「関心を向ける」の場合については、「地域規模」、「居住年数」、「学歴」が統計的に有意になっている（以上、例示）。

Ⅴ 愛着感をめぐる関連性

「愛着感」、および、「愛着を感じる理由」（9 項目）について、林の数量化理論、第Ⅲ類で分析した。第Ⅴ軸まで抽出すると、説明力が 60%を超しているが、ここでは、第Ⅰ軸と第Ⅱ軸による 2 次元布置図で、大まかな傾向を把握することができる。こうした結果から、第Ⅰ軸は、概ね、個々の「愛着を感じる理由」に反応する（反応しない）強さを表しているといえる。また、第Ⅱ軸は、愛着を「とても感じる」、「まあまあ感じる」を弁別する軸であるといえる（詳細は、当日）。

Ⅵ 結語

本報告は、「生活の質」、および共生をめぐる意識の関連性、因果関係を明らかにすることを目的とした。意識とは漠然としたものである。しかし、それが時として、われわれを大きな情動に導く。また、近年、当該社会の統合、連帯感の欠如が指摘されているが、それは、ひいては、当該社会の効率性を損なうかもしれない。地域における共生のための政策、活動が、公的部門、民間営利部門、民間非営利部門の協働により、推進されることが必要になる。

（参考文献）三重野卓『「生活の質」と共生（増補改訂版）』白桃書房、2004。三重野卓「共生をめぐる意識と「生活の質」志向」『応用社会学研究』第 49 号、2007。Chan,J.,et al .,Reconsidering Social Cohesion:Developing a Definition and Analytical Framework for Empirical Research ,*Social Indicators Research,*75(2),2006.

自由報告・第１部会

障害を持つ人の福祉

日時：　　6 月 23 日（土）　14:10～17:40
場所：　　【　Ｓ１０５　】

司会者：　南山浩二（静岡大学）

１．ベトナムの重度障害児福祉―公立ケアセンターの事例―
矢島洋子（名城大学非常勤講師）
２．障害者自立支援法の下での「支え合い」
佐藤恵（桜美林大学）
３．障害学生支援をめぐる諸問題―支援の制度化、その先にあるもの―
青木慎太朗（立命館大学大学院）
４．障害者福祉における「オープン」と「クローズ」という選択について
中村好孝（桜美林大学）
５．障害の親をもつ、非障害の子どものライフストーリー
―「障害」への意味づけを中心に―
土屋葉（愛知大学文学部）
６．財としての介助は誰によって負担されるべきか―障害者介助の文脈から―
野崎泰伸（立命館大学生存学プロジェクト研究員）

ベトナムの重度障害児福祉

― 公立ケアセンターの事例 ―

矢島　洋子（名城大学非常勤講師）

１．はじめに

ベトナム戦争時に散布された枯葉剤の影響を謳われ、世界の耳目を集め続けてきたベトナムの障害者たち。しかし、彼らのケアの現状など、ベトナムの障害者福祉について緻密に調査した研究は少ない。社会主義国であるゆえか、社会福祉という概念が希薄なベトナムで、経済発展とは無縁の生活を強いられている障害者たちの生活の改善なくして、真の社会発展はあり得ない。

ベトナムの障害者福祉の向上を考察する一歩として、本大会では対象を障害児[1]に限定し、実態把握が比較的容易な公立ケアセンター「PHU MY ORPHANAGE」（ホーチミン市）の概要、ケアの現状を報告する。

２．ベトナムの障害者

ベトナムの障害者数に関しては様々な数値が発表されているが、ここでは二つの数値を取り上げる。

一つは、国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）が 2002 年に発表した数値[2]である。それによると、1999 年の障害者数は 6,162 千人で、内、1,917 千人が重度となっている。都市・農村別割合はおよそ 13%・87%となっており、大多数の障害者が農村に居住し、在宅で生活していると考えられる。子どもの割合も不明確だが、1～15 歳が全体の 7%という統計数値が見られる[3]。

一方、日本の障害者数は 6,016 千人（精神障害者を含む）、内、重度が 1,464 千人、18 歳以下は 193 千人（精神障害者を除く）で 3.2%を占めている[4]。

もう一つは、国家間の比較が容易な ESCAP の数値である。

2006 年に発表された数値は、ベトナムが人口 83,330 千人（mid-2006）、障害者数 5,333 千人、日本は人口 128,219 千人（mid-2006）、障害者数 6,559 千人である。人口に占める障害者の割合はベトナム―6.4%、日本―5.0%となっている[5]。

上述のようにベトナムの障害者を概観すると、人口に占める障害者の割合や重度障害者の比率などは日本と大きな差がないことが明らかである。ベトナムの障害者福祉問題の本質は、「貧困」、「偏見」、「福祉の不平等」である。「貧困」と「偏見」のため、障害児を遺棄する親が後を立たない。また、「福祉の不平等」に関しては、直接の戦争犠牲者とそれ以外の障害者、都市と農村の障害者、施設入所と在宅の障害者など、彼らの置かれた状況によって、受ける福祉の内容が異なることが問題となる。

本大会では、主に親に遺棄された障害児をケアしている施設の現状を報告する。

３．「PHU MY ORPHANAGE」の概要

---

[1] 調査した施設では 0～17 歳。

[2] 国際協力事業団 2002『国別障害関連情報 ヴィエトナム社会主義共和国』原典は「Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs（労働・戦争障害者・社会問題省）」

[3] 丹羽勇 1991「ベトナムのリハビリテーション」『リハビリテーション研究』第 68 号 16 頁。

[4] 厚生労働省社会・援護局「2001 年 身体障害者実態調査」他。

[5] ESCAP 2006 『Disability at a Glance：a Profile of 28 Countries and Areas in Asia and the Pacific』

Fr.TU[6]によれば、人口 6,240 千人のホーチミン市には約 7 万人の障害者がおり、そのうち子どもが 6 千人、8.6%を占めている。このホーチミン市には 5 つの公立ケアセンターがあるが、2 ヶ所は高齢者と 18 歳以上の障害者用で、3 ケ所が障害児のケアセンターである。

障害児のケアセンターの一つである「PHU MY ORPHANAGE」は、ホーチミン市の中心からバスで 15 分ほどの、極めて交通の便の良いところに建てられている。1875 年に「Saint Paul de Chartres」というキリスト教団体がこのセンターを開設したが、当初はホームレス、高齢者の保護施設であった。1976 年に政府管理へと移行し、孤児の障害児の保護支援施設として新たなスタートを切った。

この施設の目的は、障害を持った孤児の身体的ケア及び彼らの能力にあった訓練・教育を行ない、自立を促すことである。1998 年 8 月には親が障害児を遺棄するのを防ぐために、通学児童の受け入れを開始した。2007 年 3 月の時点で、入所者数は 407 人、通学児童数は 190 人となっている。

入所者の必要経費は 1 人あたり 30 万ドン（約 2200 円）/月であるが、政府からの資金援助は、子ども 1 人につき 18 万ドン（約 1300 円）/月しかなく、不足分は寄付金に頼っている。通学児童の授業料は 45 万ドン（約 3300 円）/月だが、190 人のうち 40 人は無料、150 人は家族の収入により 12 万～28 万ドンを支払っている。

一方、職員数は 230 人で全員国家公務員である。内訳は、子どものケアに携わるスタッフが 170 人（医師 2 人、看護師 10 人、理学療法士 25 人（専任 12 人）、臨床心理士 2 人、介護スタッフなど）、事務員、縫製担当、食事担当などのスタッフが 60 人となっている。週 5 日勤務で、勤務時間は通常 7 時から 16 時半、ケアスタッフは夜勤がある。夜勤は 20 人のスタッフが 2 人 1 組となり、各人 4 時間の仮眠を取ることができる。

職員の 1 ヶ月の給与は、医師―120 ドル、臨床心理士―100 ドル、介護スタッフ―70 ドルなどとなっている。この施設の年間の運営費は 70 億ドン（約 5,200 万円）だが、政府からの支援は 40 億ドン（約 3,000 万円）にとどまり、必要経費の半分近くは寄付に頼っているのが実情である。

４.「PHU MY ORPHANAGE」におけるケアの現状

入所者は重度障害の子どもが多く、経管栄養の子どももかなり収容されている。407 人中 200 人はほとんど寝たきりで、それ以外の子どもたちも自力で歩くことはできるが、就労の可能性は非常に少ない。年少の子どもたちが 2 階の部屋に収容され、身体が成長すると 1 階に移される。一つの部屋に 30 人の子どもが入っており、通常 4 人のスタッフがケアを行なっている。床におろされている子どもは 10 人に満たず、多くの子どもが四六時中ベッドに寝かされている。多動の子どもはベッドに拘束されることもある。

食事は 10 時と 14 時半の 2 回、13 時ごろにジュースあるいはヨーグルトを与える。昼間のおむつ（布おむつ）交換は 2、3 回で、13 時半にズボンを換え、15 時半頃に身体の清拭を行なった後に上着を換えるのが一日のスケジュールである。

15～17 歳になると重度障害の人は別の施設に移される。一方、就労可能な人は「PHU MY ORPHANAGE」で障害児のケアを行なったり、当センターが運営している農場[7]で働くことになる。

“ベトナムでは、公立といえども政府から十分な運営費を得ることはできず、ケアの質は寄付の多寡に左右されるのである。”

---

[6] ホーチミン市 Phu Nhuan 区、Vuon Xoai 教会の神父。ホーチミン市の「ダイオキシン被害者会会長」
[7] ホーチミン市の北 200km に位置する「Bao Loc」にある。

障害者自立支援法の下での「支え合い」

佐藤 恵（桜美林大学）

本報告は、阪神大震災以来、障害者支援活動を行ってきたＮＰＯ法人・拓人こうべ（たくとこうべ、神戸市長田区、以下では拓人と略記）の「支え合い」の取り組みについて、ヒアリング調査に基づき事例研究を行う。拓人は、ボランティア・グループ「被災地障害者センター」としての発足当初から、1999 年のＮＰＯ法人格取得、2000 年の介護保険事業・障害者ホームヘルプサービス事業参入、2005 年の「拓人こうべ」への名称変更を経て、現在に至るまで、「障害者問題へのこだわり」という「原点」＝ミッションに立脚し、「顔の見える関係」を基盤として、「障害者と通常の市民」が「いっしょに支え合う活動」を作り出すことに力点を置いている。こうした拓人の障害者支援実践に学びつつ、考察の焦点は、障害者自立支援法（以下では自立支援法と略記）の下での「支え合い」に合わせる。ただし、自立支援法自体の包括的・網羅的な分析・評価と、それに基づく制度・政策論の展開は、本報告の設定するテーマの枠外にある。本報告においては、自立支援法の本格施行によって障害当事者の生活や障害者支援の現場にもたらされた問題的状況に関して検討した上で、そうした状況に対する拓人の「対抗」の実践にアプローチしていくこととしたい。

問題的状況の第一点は、利用者負担の見直しについてである。2006 年 4 月 1 日以降、従来の応能負担から、サービスに要した費用の定率 1 割の応益負担に見直された。応益負担化に対する当事者からの声としては、「いろいろ自分でやりたいことが増えてきて、自分のためにお金もつかいたいっちゅうのに、ヘルパー使うのにもお金使わなあかんのは、なんでやねんっていいたいわ」（拓人こうべ編『拓人・きり拓くひとびと』No.85 2006/3/24）、「僕らは決して贅沢なんかで介助使（つ）ことんちゃうんやぞ。普通に生きるために使ことんじゃ」（拓人こうべ編『拓人・きり拓くひとびと』No.86 2006/6/29、括弧内引用者）、「とてもじゃないけど払えない」「利用したくても控えないと家計が苦しい」（拓人こうべ編『拓人・きり拓くひとびと』No.87 2006/9/29）等々がある。事例を挙げると、母子家庭で、母親が鬱のため働けず、収入がないため、子どもの利用料 15000 円が払えない。どうにか払っていくと言うが、働くと自分の鬱が悪くなる。結局、母親は利用料を払えず、今、子どもはサービスを利用していない。親が抱え込み、ヘルパーとの接点さえも切ってしまうこととなった（拓人M氏 2006/8/21）。金額的には、「特に重度の人は、身体介護があるとないで倍以上も違う」こととなり、中には、「ゼロだった人が、いきなり 3 万なんぼ」になった事例すらあるという（拓人M氏 2006/8/21）。サービス利用が多くなる重度障害者ほど、収入は少ないのに負担は増えるという傾向にある。また、事業者側から見ると、応益負担は、利用者に対するサービス提案を抑制する。「負担があるということで、うちらも提案しにくくなる」（拓人M氏 2006/8/21）。

第二点は、小規模作業所についてである。地域生活支援事業における地域活動支援センターへの移行という方向性が主に示されているが、その際、（１）作業所がいかなる場であるかをめぐる意味づけと、（２）地域活動支援センターに求められる①法人格と②規模が問題となる。（１）作業所の意味づ

けに関しては、従来の「生きる場」という意味が希薄化し、作業収益を効率的に追求する「就労の場」として、意味づけが一元化されていく。「今の作業所は、『生きる場』と位置付けられてきた。作業所で何かを作ることが目的ではなく、他の人と関わることが目的だった。支援法は、一定の工賃をあげる方向にもっていく」（拓人Ｔ氏 2006/8/21）。しかも、利用料の負担も大きく、働けば働くほど持ち出しになって工賃以上の利用料を負担しなければならない場合もある。このような作業所の意味づけの転換は、自立の意味づけの転換でもある。確かに、実効性のある就労支援は必要であるが、それとはまた別のこととして、ここで問題となるのは、自立の意味が、就労を軸とした自助的な自立に遡行的に一元化されてしまいかねないことである。これまでの障害者の取り組みは、自助的な自立の意味を転換させ、経済的自立やＡＤＬ自立の如何を問わず自立は成り立つということを主張してきたが、ここにきてそうした自立の意味が奪取され、逆転換させられようとしている。「一番の問題は、自立という名前で就労をベースにしたこと。働けない人、働くのが困難な人が、家から地域へやっと出てきたのを、もう一回、戻してしまう。自分で生きなさいというのと、地域でサポートするというのは、発想が違う」（拓人Ｔ氏 2006/8/21）。（２）地域活動支援センターに求められる①法人格については、「法人になれても法人のイメージがつかめず、法人運営ということが分からない」作業所も多いと思われ（拓人Ｏ氏 2007/3/16）、かつ、地域活動支援センターの②規模に関しては、10 人以上利用可能な規模という基準がネックとなる。「一番大変なのが作業所。支援法では 10 人にしなきゃならない。つぶれるか、合併か」（拓人Ｔ氏 2006/8/21）。そもそも「多くの作業所は狭くて 10 人入らない」という物理的な制約もある上、神戸市は、二つの作業所が一つに合併して地域活動支援センターに移行することを「『にこいち』と露骨に言っている」そうであるが、「生まれも育ちも内容も違うところが一つになれるのか」という危惧の中、「小規模作業所の行方は不透明で、暗い雰囲気」であるという（拓人Ｏ氏 2007/3/16）。

第三点は、報酬単価の切り下げについてである。身体介護型の場合、1 時間 30 分を越えると、超過分から家事援助型の単価で支払われるため、家事型の低い単価を介護型で補うということができなくなる。拓人の場合、自立支援法本格施行の 2006 年 10 月以降、3 割のコストダウンということである。「試算したところ、月に 70 万円の減収となります」（拓人こうべ 2005 年度改訂版 団体紹介パンフレット 2006/3/20:31）、「10 月からは 3 割のコストダウンが想定されます」（拓人こうべ 2005 年度改訂版 団体紹介パンフレット 2006/3/20:44）。

なお、円滑施行特別対策に関して言えば、その一定の効果は見込まれるであろうが、たとえば 1 割負担上限額の 1/2 から 1/4 への引き下げをとってみても、あくまで負担の軽減策であって応益負担自体が見直されたわけではなく、また、2008 年度までの時限措置である点、大きな不安を残す。

これらの問題的状況に対し、拓人は、大変に強い危機感を抱いている。「自立支援法はほんとうに厳しい法です」（拓人こうべ 2005 年度改訂版 団体紹介パンフレット 2006/3/20:44）。その上で、拓人は現在、そのような状況に対する「対抗」の実践に取り組みつつある。「『顔の見える関係』とネットワークを大切にしてきた私たちは、『法』に対抗する『構想』と『行動』と『ネットワーク』をいっしょに作っていけるように取り組んでいきたいと思います」（拓人こうべ 2005 年度改訂版 団体紹介パンフレット 2006/3/20:29）。この「対抗」は、「自立支援法を『悪』として批判と攻撃だけをしていては…『支え、支えあえる市民社会を！』と語り続けた私たちの実績も失われます」（拓人こうべ 2005 年度改訂版 団体紹介パンフレット 2006/3/20:44）というように、従来型の運動の糾弾性への傾斜を乗り越えたものとして取り組まれ、拓人の組織再編を経て、新たな事業／活動を自ら作り出していくことに眼目がある。拓人の「対抗」の実践について、報告の中で考察を深めていきたい。

障害学生支援をめぐる諸問題

――支援の制度化、その先にあるもの――

青木慎太朗（立命館大学大学院）

１．本報告の概要

報告者はこれまで､大学における障害学生支援において何が問題となっているのかを考察してきた。とりわけ、供給主体、供給責任主体、費用負担責任主体に分けて検討することの必要性を述べ、各々の担い手として誰（どこ）が妥当かを検討してきた。その結果、大学が担うべきことは供給に責任をもつことであり､供給主体は必ずしも大学でなくてよく､主体が多元化される方が意義が大きいこと、費用負担については、より広く社会的に担われなければならないことが分かった。近年、障害学生支援は研究と実践の双方から注目されつつあるが、さまざまに課題を提示したとしても、それらは大学という枠に執着するきらいがある。

本報告では、立命館大学における障害学生支援の実践を通して、障害学生支援が抱える問題のいくつかを取り上げ、主体の問題を中心に、支援を大学の問題としてではなく、社会的文脈の中で論じることを試みる。

２．供給主体・供給責任主体・費用負担責任主体の分離の妥当性について

報告者は、立命館大学の障害学生支援に、①支援を受ける当事者として、②支援者として、③支援者を養成する立場として､それぞれ関わってきた｡報告者が②③に関わり始めた 2006 年 4 月時点で、立命館大学において、障害学生支援の予算は、障害学生１人あたり年間 48 万円と予算化されていたが、そこでは授業中の聴覚障害者支援を念頭においており、これを視覚障害学生の支援にも適用したため、授業時間以外で本をテキストデータにする支援を必要とする視覚障害学生の場合など、予算は大幅に不足した。しかし、大学は予算内で行うことを主張して、不足分は学生の自己負担となった。

この事案からはいくつかの問題を指摘することができる。中でも、実際に支援を行うのは学内の学生によるアルバイトであること（供給主体の問題）､障害学生支援に関する支払いを行うのが大学であること（費用負担責任主体の問題）であり、支援のコーディネイトを行うのが大学の障害学生支援室の職員であること（供給責任主体）とともに、すべての主体が大学に一元化してしまっている。

供給主体については、障害学生支援に限ったことではなく、他の社会福祉サービスについても、その多元化の重要性が言われている。障害学生支援の場合、これらの主張に加え、支援者として想定される学生の流動性（通常は 4 年間で卒業してしまう点）や、試験期間などそれぞれが忙しい時期が重なるなどの問題を指摘することができる。また、立命館大学では有償でなされているものの、支援者として無償のボランティアを想定している大学は多いため、人材の確保が難しかったり、支援のノウハウが蓄積されにくかったりといった問題が発生している。供給主体を学内の学生に限定するのではなく、多様化・多元化する必要性を示している。

供給主体について多様化・多元化が重要であるとして、次に、供給責任主体のありようを考えてみよう。現在、立命館大学では、支援のコーディネイトは、大学（の職員）によって一部、担われている。聴覚障害学生が授業を受けるに当たってノートテイクが必要であると要求すれば、障害学生支援室の職員が障害学生支援スタッフとして登録されている学生に呼びかけ、派遣するような仕組みになっている。視覚障害学生が本のテキストデータ化を要求すれば、学生スタッフに呼びかけ、作業を割り振るといった業務を担っている。しかし、これらは十分に機能しているとは言えず、たとえば点字の教科書が提供されないのでは視覚障害学生が他の学生と対等に授業を受けられないといった問題も起きている。あるいはまた、多くの支援が必要な場合や作業の完成を急ぐ場合など――供給主体を自分で探し、そのコーディネイトを自分で行うことができる障害学生にとってはそれでもよいが、そうでない学生の場合――支援が受けられないという事態に陥ってしまう｡供給主体と障害学生の間を（必

要に応じて）取り持つこと、コーディネイトする責任主体として、大学の出番があると思われる。

最後に、これらの支援に必要となる費用を誰（どこ）が負担するのが相当なのかを考える必要がある。立命館大学の場合、大学が決めた予算の範囲内で大学が負担し、足りない部分は自己負担となっているが、費用負担責任者として第一義的に大学が想定される現状は、果たしてこれでよいのだろうか。受け入れた障害学生を支援するために必要な額を負担する責任が大学だけにあるのか、言い換えれば、費用負担責任は大学だけが担わなければならないかといえば、けっしてそうではない。障害者が学ぶことは権利であり、その権利を保障する義務は、大学にとどまらず社会にある。すると、大学だけが負担するのではなく、より広く社会的に負担するという機構をつくらなくてはならないのではないか。現在、私立学校共済・振興事業団からの助成金に含める形で障害学生支援に対する助成金が各大学に支給されているが、立命館大学の場合も、それを受け取ってもなお、足りていない。また、障害学生を対象とした奨学金も、支援に必要となる費用を障害学生が自己負担することを想定すると、まったく足りていない。これらを整備することもまた、重要である。さらに、障害者自立支援法をはじめとした障害者福祉の制度は、障害者の職業訓練についてはある程度カバーされているものの、障害者が大学で学ぶこと、それを支援することは含まれていない。

費用負担責任を社会的に求める理由は、何も上述しただけではない。障害学生支援が抱える困難な問題を直視したとき、それが障害学生支援という枠内で論じられてしまっていることにそもそもの問題が見て取れる。公的サービスとしての移動介助（ガイドヘルプ）は通勤や通学の場面では使えないが、それでは、大学に通うために介助を要する障害者の支援は誰が行うのか、そこには自力で、あるいは家族やボランティアの支えによって通学する障害者像しか想定されていないのではないか。そして、それでよいのか。あるいは、視覚障害者の読書環境を考えたとき、点字やテキストデータによる提供が必要なのは、何も大学に学ぶ学生だけではない。読書する権利が保障されていないのはなぜか、出版社がデータを提供する仕組みになっていないのはなぜか。これらは、大学という枠内で考えるテーマではないと報告者は考えている。大学という枠で考えることにより、大学にいない障害者を排除することにもつながる。

今日、障害学生支援は注目されつつあるが、こうした視点からの論究が欠けている。支援を受ける当事者として、支援者として関わってきた立場から、今日の障害学生支援に関する議論に対して、批判的問題提起を行う必要と責任があろうというのが報告者自身のポジションである。

３．制度化とその先

立命館大学では 2006 年度後期から障害学生支援室が誕生し、障害学生支援に関する業務を統括するようになった。立命館大学に限らず、制度化されること、組織ができることは「よいこと」のように思われている。そして現に、支援室ができたことで支援者の育成をはじめとして、改善されてきたと評価できる部分はある。しかしその一方で、支援内容の形骸化を招き、支援を予算内に抑えよという大学財務部門の要請に――無意識的にであっても――加担する装置として機能してしまう場合がある。

また、障害学生が大学で支援を受けながら学ぶことは、それを権利として主張することは自由であっても、それらを基礎づける法律・制度がない。視覚障害者に対して出版物をテキストデータ化するという支援を例に考えてみると、それらを（直接的にでないにせよ）禁止する法律すらあるのが現状である。情報発信・受信の方法が多様化し、著作物の受け取り方についても多様化が認められてよく、ひいては、その支払いのあり方についても多様化が認められてもよい。紙媒体の出版物をスキャナと OCR ソフトを用いてデータにし、それを校正するのにかかる人手と時間は、出版社がこれらを提供すれば必要なくなる。データの提供によってこれまで以上に客層は増えるわけだから、出版社にとっても、悪い話ではないはずだが、データの提供を行っているのはごく一部の出版社の、その中でも一部の出版物に限られている。企業に協力を求めること、参入を促すことを、法整備とともに考えていく必要があるだろう。

これらを求める運動がないわけではないが、これらが連携し連動して、一つの大きな力になるには至っていない。運動の方向性が模索されるべきなのかも知れない。

◆青木慎太朗（http://www.arsvi.com/0w1/aoksntru.htm）

障害者福祉における「オープン」と「クローズ」という選択について

中村 好孝（桜美林大学）

(1)問題の所在

精神障害者の就労支援の場面などでよく問われるのが、障害を明かして就労するか、それとも障害を隠して就労するかという選択である。この選択は、「オープン」「クローズ」と言われている。現時点ですっきりとした答えが出ている問題ではない。本報告ではこれについて考えたい。

オープンかクローズかという選択に直面するもっとも一般的な状況は、たとえば次のような時である。精神障害のために精神科に通院しているが、病院に入院しているのではなくて地域社会で生活している人がいる。その人が働こうと思って就職活動をする。一般的なハローワークを利用した就職活動を考えると、いくつかの場面でオープンかクローズかを選択する必要がある。

第一に、ハローワークで、自分の障害をオープンにするかクローズにするか、という選択がある。クローズの場合は、一般求人から探し、クローズのまま面接を受ける。オープンの場合は、障害者の窓口がある場合もあり（たとえば、あるハローワークの場合「専門援助第二部門」という窓口がそれを担当している)、そこで相談することになる。

第二に、その後もさらに選択がある。企業に対して障害をオープンにするかクローズにするか、というのは、第一とはまた別の選択である。ハローワークの職員に対してはオープンにして専門援助部門の支援を受けつつ、一般求人から職を探すという選択肢もある。オープンの場合、障害者向けの求人から探す。

第三に、仕事に就いた後も、人事部や直接の上司にはオープンだが、同僚にはクローズという働き方もある。

一般的に、オープンのメリットは、各種の支援が得やすいこと、就職後に通院時間が確保しやすいこと、隠し事をしているというストレスなく仕事ができることなどだと言われている。他方、デメリットとしては、障害をオープンにしているために、そもそも応募できる求人が少なく、職に就ける可能性が低くなる。クローズの場合には逆に、一般求人なので対象となる求人が多く、職に就ける可能性は高まるが、その定着にあたって得られる支援が限定的であり、通院時間の確保が難しく、ストレスフルな就業となる。

近年はオープン化の傾向があるように見える。その背景としては、法定雇用率に精神障害者も算定されるようになったこと、障害をオープンにしたときに利用できる資源（ジョブコーチなど）が増えたことなどがある。例えばジョブコーチは、仕事現場の中に入って障害者の就労を支援するが、これは当然、その障害当事者が障害をオープンにして就労していることを前提としている。また、障害に対する理解が深まったことも要因としてあげられることがある。

(2)考察

ただし単純に、オープンが望ましくクローズが望ましくないとは言えないように思う。いくつかの点に注目して整理してみる。

(a)そこで何を選択しているのか

まず、何を誰に、オープンにするのかクローズにするのかということである。この答えはさしあたりは簡単である。「障害」を事業主に、ということである。これは、仕事を得るにあたっては不利な情報、しかし同時に、仕事をするにあたっては知っておいてもらったほうが良い情報である。それをどう処理して、社会とどう渡り合うかという選択は、本人にゆだねられるべきではないかと直感的には思う。本人が隠したいのに、それは望ましい生き方ではないからオープンにすべきだとは言えないように思う。

(b)誰がいつ選択しているのか、あるいは選択させられているのか

ここには、それが強いられた選択であるということが関係している。オープンとクローズという選択を強いられるのは、例えば精神障害者が、就職するときや、自立生活のためにアパートを借りようとするときである。「普通の人」はこのような選択に直面しない。また逆に、ずっと精神科に入院中であれば、このような選択肢はそもそも存在しない。障害者向けの作業所に通い続ける場合も、これは問われない。オープンかクローズかという選択に直面するのは、一方に「普通の人」がいて、他方に「普通でない人」がいるとされるとき、「普通でない人」が「普通の人」の中で生活しようとする時である。

しかも同時に、この当事者は、偏見やスティグマにさらされる危険性のある人である。障害の中でも特に精神障害について、この問題はクローズアップされる。それは一つには身体障害などと比べて、障害が一見分かりにくいからでもある。しかし同時に、精神障害には病人役割のメリットが少ない。だからこそ精神障害の場合、クローズという選択肢がこれまで一般的であった。

(c)その選択は、誰にとって良かったり悪かったりするのか

オープンとクローズの、メリットとデメリットという点は、誰にとってのメリットなのかということを考えると、もっと複雑である。本人、企業などの「一般社会」、支援者、家族に整理してみると、それぞれにとってメリットとデメリットは異なる。本人にとっては一長一短、企業や支援者にとってはオープンが好ましく、家族はしばしばクローズを好むという構図になっている。

(3)まとめ

ただし、どちらが有利かということは言えるかもしれない。オープンとクローズの重要な違いは、クローズの場合、職場や事業者に対する支援がほとんど不可能になることである。クローズの場合には支援の対象として個人を想定している。逆にオープンでは、事業者などに対する支援が可能になる。というよりも、オープンは事業者や家族に対する支援を前提としている。クローズは個人モデルに依拠しがちなのに対して、オープンは社会モデルの発想を可能にしていると言えるかもしれない。

障害の親をもつ、非障害の子どものライフストーリー

―「障害」への意味づけを中心に―

土屋 葉（愛知大学文学部）

1. 問題の所在

「ノーマライゼーション」や「施設から地域へ」というスローガンが声高に叫ばれるなかで、障害をもつ人が「親」になる機会は増加している（Olsen1996：42）[8]。にもかかわらず、障害をもつ人たちの「生殖家族」にかんして、これまで学問的研究は十分な関心を払ってこなかった（Barns, Mercer& Shakespeare1999＝2004：133）。

障害をもつ親の経験については、不十分ながらもいくつかの研究蓄積があり、また数として多くはないが、これまでも手記が刊行されている。しかし、その親をもつ子どもにかんする研究はあまりにも少なく、かれらの声が汲み取られていない。本報告ではとくに障害をもつ親のもとで育つ、障害をもたない子どもたちの経験に焦点化する。

その理由として、障害の親をもつ非障害の子どもは、「障害者」という集団と「非障害者」という集団の境界に位置する存在であることが挙げられる。ときには「障害者（の一部）」として同情的、差別的なまなざしを向けられ、ときには「健常の子ども」としての振る舞いを要求されたりする。かれらのアイデンティティは揺れ動き、それゆえに「障害」と「非障害」を二項対立的にとらえる社会に対して意識的である。したがってかれらをとおして、「障害／非障害」をめぐる社会構造がみえてくるのである。本報告では、とくに親の障害に対する子どもの意味づけの変化に焦点化し、子どもへの聞きとり調査から得られたデータを用いて考えていきたい。

2. 研究の方法

・対象者：東京都内に居住する、母親/父親（あるいは両親）が重度身体障害をもつ、非障害の子ども6名。年齢19～28歳。男性4名、女性2名。親と同居2名、別居4名（すべて調査当時）。

・期間：2005年6月～2006年2月

・経緯：自立生活センター（CIL）とかかわりをもつ障害者に個別にアプローチし、子どもへ調査依頼をしてもらった（障害をもつ親への聞きとり調査も同時に行った）。その後、報告者が個別に連絡をとり、目的、内容について説明し調査についての承諾を得た。

・方法：すべての調査について、報告者と対象者の一対一で行った。場所は都内のファミリーレストランなど飲食店4件、対象者の自宅2件であった。最初に調査の趣旨、プライバシーの保護、回答拒否の自由等について話し、録音の許可をいただいいた（6人すべての方について録音を行った）。基本的には報告者側から事前に準備した質問を行ったが、調査対象者の語りやその流れを妨げないように注意を払った。質問内容は以下のとおり。生活史（就学前の経験、学校での経験、学卒後の経験）、「障害/障害者」に対する意識、障害をもつ親へのケア、周囲の人間との関係（ヘルパー/友人/障害者）。

---

[8] 障害者が「親」になる際には非障害者と比較して多くの障壁があることは指摘しておく必要がある。優生思想にもとづく結婚や出産への否定的なまなざしが存在するのみならず、遺伝的なリスクや出産による障害の悪化、親になるための能力の欠如等を理由とし、生殖にかんして他者から関与されることもある。日本において「不良な子孫の出生を防止する」という目的で障害をもつ人に対する子宮摘出手術や不妊手術が数多く行われてきたことも、明らかにされつつある。

・分析方法：すべての内容を文字に起こした。次に、データを読み込み、親の障害への意味づけを読みとれる個所を抜粋し、分析を行った。親への聞きとり調査から得られたデータを参考にした箇所もある。

3.子どものライフストーリー

以下ではAさんの聞きとり調査から得られたデータを中心に、Aさんが親の障害をどのようにとらえているか、障害に対する認識とその変化に注目してみていく。Aさんは19歳（女性）。脳性まひの障害をもつ両親と同居している。

Aさんは、小学校へ入学する前は「自分の親はふつうだと思っていた」という。しかし街を歩いていると視線を感じ、「なんかみんな見てるなー、なんで見てるんだろう」とも感じていたという。初めて母親が他人とは「違う」ことに気づいた小学校低学年ごろのエピソードとして、「エスカレーターに一緒に乗れなかった」ことが挙げられた。ただし、ネガティブな経験としてではなく、単純に「なんでお母さん乗れないんだろう」という疑問を感じた経験として語られている。同時期に「歩けない」ことや「しゃべれない」ことに対する異性のクラスメートからのからかいや揶揄を経験し、親が「違う」ことを意識しはじめる。こうしたからかいに対してAさんは、「インペアメント」自体は事実であることをいったん認めた上で、相手に対して「あれが（自分にとっては）親だ」と対抗していく。ここではAさんが、集団にとってではなく自分にとって、また他者との比較ではなく、親自身に「価値」があると意味づけていることがわかる。しかしAさんは、親を恥ずかしく思う時期があったと言う。こうした言葉は何人かの子どもたちから共通して聞かれた。親を「恥じる」という感覚は、先にみたような他者からのからかいを通して、外部社会にある身体にかんする「優劣基準」を認識し、それを意識したときに生じたとみることができるだろう。一方で、Aさんを含めた複数の子どもは幼いころから「親を守らなければならない」という意識を抱いていたことに言及した。「敵」の対義語的な言葉として「守る」という言葉が用いられていることは注目すべき点だろう。

現在、Aさんは「親が障害者である」ことは「ふつうのこと」と言う。しかしAさんの「障害者の子ども」というアイデンティティは明確であり、親と一緒に暮らしてきたことで、「障害者から見た景色」を一緒に見てきた、という自負をもっている。ただ、Aさんが「障害」を自然に受け入れてきたと単純に解釈するべきではないだろう。Aさんが「ふつう」という言葉を多用して調査者である報告者に何を伝えようとしたのかについても、気を配る必要がある。

当日は他の子どもへの聞きとり調査から得られたデータについての分析もあわせて報告する。

4.まとめ

身体障害をもつ親とその子どもたちの経験を、「障害への意味づけ」という観点からみてきた。とくに肢体不自由者の親をもつ子どもの研究は途についたばかりである。多数派ではないかれらの「語彙」を増やし、それらを真摯に受けとめつつ、考察をすすめていく段階にあるのではないだろうか。

■参考・引用文献

Barns, Colin, Mercer, Geof & Shakespeare, Tom, 1999, Exploring Disability: A Sociological Introduction＝杉野昭博・松波めぐみ・山下幸子訳 2004『ディスアビリティ・スタディーズ：イギリス障害学概論』明石書店

Olsen, Richard, 1996, “Young Carers: challenging the facts and politics of research into children and caring,” *Disability and Society,* 11[41-54].

財としての介助は誰によって負担されるべきか

——障害者介助の文脈から

野崎泰伸（立命館大学生存学プロジェクト研究員）

本発表では、障害者の介助という文脈の中で、「誰が障害者の介助を直接的に担うべきか」を主題とする。社会的分配を主張する意見の中にも、大きく分けて二通り存在する。(1)介助を行うことそれ自身を社会的義務として課そうとする主張と、(2)介助を行う者は特定されてよいが、その他の者にはそれ以外の社会的義務が課されるべきだとする主張である。本発表では、(2)を擁護するための論陣を張り、その論拠を提示する。

言うまでもなく、介助（本発表においては、24 時間介助が必要な重度障害者を想定するが、その他の障害者にも基本的に適用可能であると考える）は、独力では生活が困難な者が生存するに必要なものである。そしてそれは社会的公共財と言って差し支えないだろう。重い障害を持つ者が地域社会で生きていくためには、介助はなくてはならないものである。よって、彼らが生きていくためには、介助は社会的に分配されなければならない。

ところで、介助が社会的に分配されるべきだ、という主張は、その内部において次の対立を生じさせる。すなわち、介助に関わる「何を」分配するのか、という軸において議論を生じさせるのである。一方では介助にかかる「人手」そのものを分配するのが正しい、という主張があり、他方では介助の人手そのものはむしろ固定されるべきだが、固定された以外の者には直接介助に関わること以外の社会的義務があるというのが正しい、という主張である。

立岩真也と市野川容孝は、ともに障害者運動から多大な影響を受けながら自らの論を形成している（[市野川・立岩 2000]）。両者とも介助の社会的分配には賛成だ。ただし、上記の点においては違いがあると思われる。市野川は、介助の人手そのものを直接分配することを——支持しないまでも——示唆する。それに対して立岩は、介助の負担をする人手への、それを負担しない者が介助とは別の負担義務を負う、というところにとどまっている。市野川はたとえば、20 歳前後の者には全員介助を負担する義務を課そうと示唆する（[市野川 2000]）。私にはそれは弊害が多いように思われる。その点を列挙してみよう。

まず、もっとも大きな理由としては、介助には向き・不向きがあるということである。対人援助を直接に行うのには得手・不得手があるという単純な事実がある。そして、誰も介助には向いていない人に介助してほしいとは思わないだろう。そういった人が強制的に介助の義務を押しつけられた場合、そのしわ寄せは介助を受ける側にもあるということである。たとえば、介助してほしいことをしない、約束した時間に遅れるなど、さまざまな弊害が考えられる。そして、そのような弊害をこうむること、あるいは、それらを注意したりすることにも、コストがかかる。

次に、誰もが生き方の自由を有してよい、という単純な命題を確認できるならば、介助という特定の行為を強制することなどできない、ということが導ける。少なくとも、「介助したいと思え」というのは、思想の強制であり、障害者との共生の思想ではありえない。音楽を聴きたい私、読書したい私、論文を書きたい私などを殺してまでも、介助したい私になる必要はない、ということである。

社会の構成員は、次のようなグループに分かれる。

・A：介助したい人

・Ｂ：そうではない人

介助に関わろうとする人は、少なくともグループＡの人である。さらにグループＡの人は、介助の実行可能性によって、次の２つに分かれる。

・Ａ１：実際に介助が可能な人

・Ａ２：そうではない人

Ａ１に属す人は、少なくとも介助を行う自分自身の生存が何らかの形で確保された人たちである。それに対して、Ａ２に属す人は、介助をしていては自らの生存が脅かされる人たちである。Ａ１の人たちは、さまざまな方法で自らの生きる糧を得ている。学生の場合は、親からの仕送りかもしれないし、奨学金かもしれない。その家族に誰か養ってくれる人がいるからかもしれないし、稀には年金受給者や生活保護受給者であるからかもしれない。

介助の有償化、すなわち介助を公的に保障しようということは、Ａ２の人たちを、Ａ１のグループへ入れることなのである。仕事として介助を行うということは、それによって介助者の生存をも保障するということなのである。それによって、「生存に苦しみながらも介助を行う」介助者を救おうともしているのである。

介助そのものを直接義務にするというのは、Ｂのグループの人をいきなりＡに入れることでもある。確かにＡだけでは人手が足りない、とはいえよう。しかしそのことと、介助に関わる社会的分配の話とは、分けるべきものなのである。

それに関連して語られたりもするのが、「介助から得られるもの」である。前述した市野川も、介助をして得られるのは（仕事としての）お金だけではない、と述べる（[秋山・朝霧・市野川 2007]）。確かにそうかもしれないが、ここはいったん踏みとどまって考えてみるべきである。

介助から得られるものを雄弁に語るということは、裏を返せばそれを障害者に期待しているということでもある。「障害者の介助に入ると、このようなことがわかる」ということは、確かにあるだろう。だがそうした言説は「障害者の介助に入る」から分かるのか、それとも「障害者と関わる」から分かるのかがあいまいなまま垂れ流される。

Ｂのグループの人をＡのグループへ入れることは、介助の人手を増やすために是が非でも必要となる。しかし、それは介助の公的保障の問題ではない。もっと言えば、もう少し大きな社会構造の問題である。それは、いやだと思っている人を義務的に関わらせるだけのことでは終わらない。「心の強制」ではなく、「社会構造の変革」が必要なのである。どういうことかといえば、「障害者が健常者と関わる接点が、介助を通してのみである」ことを批判しなければいけないということなのである。

どういうことかと言えば、グループＢの人をグループＡに入れるためには、介助の問題のみを語ることでは解決しない、ということである。もっと論じる枠を広げなければならない。たとえばそれは、優生思想による障害者への偏見であったりもするだろう。それらをなくしていくには、統合教育が必要かもしれないし、障害者もともに働くことができる場を作っていくことが必要かもしれない。障害者と健常者の出会いの場が少ないからこそ、障害者は介助の場面で関係性を求めざるを得ないのである。

誰もが介助を物理的に負担できるわけではないから、また負担すべきでもないから、解としては――しかも現実的な解として――特定の人たちが介助を担い、直接介助を担えない人は、介助を担う人の生存を支えるというものになる。その上で、現時点で無償で行われる介助も否定される必要がない。あまりにも障害者が使える介助料が少なすぎるからである。だが、それは本来有償で行われてよいと言えるように、社会構造を変えていくためのステップとして、である。

自由報告・第２部会

公的扶助と福祉サービス

日時：　6 月 24 日（日）　9:30～12:25
場所：　【　Ｓ１０５　】

司会者：　菊地英明（国立社会保障・人口問題研究所）

１．生活保護受給過程における利用者の意識
○岡部卓（首都大学東京）森川美絵（国立保健医療科学院）
根本久仁子（聖隷クリストファー大学）冨江直子（東京大学）

２．生活保護における社会福祉実践に対する生活保護担当職員の意識に関する考察
○根本久仁子（聖隷クリストファー大学）森川美絵（国立保健医療科学院）
岡部卓（首都大学東京）冨江直子（東京大学）

３．ヘルスケアの産業モデル
―社会サービスにおける経済と社会構造の空間制約について―
稲垣伸子（慶応義塾大学大学院研究生）

４．ケアマネジメントにおけるサービス供給機関の情報収集と吟味に関する質的研究
山井理恵（明星大学）

５．社会福祉援助の実践基盤についての考察―「他者」との関わりとエンパワメント―
小坂啓史（愛知学泉大学）

生活保護制度の利用者「評価」に関する一考察

－インタビュー調査による予備的研究－

○岡部卓（首都大学東京）・森川美絵（国立保健医療科学院）
根本久仁子（聖隷クリストファー大学）・冨江直子（東京大学）

１．問題提起

近年、わが国では「貧困」や「ワーキング・プア」などの問題がクローズ・アップされ、その実態の解明が改めて求められている。それと同時に、そのような生活困窮に対する社会保障の再検討も進んでいる。生活保護は、その社会保障の基幹として人々の生存権を最終的に保障する制度である。この生活保護の見直しにあたって、社会保障審議会福祉部会の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」は、最終報告書（2004）において当面の方向性を提起している。そこでは、新しい「自立支援」の方策などに加え、生活保護制度に対する「評価」について検討することの必要性を指摘している。

社会福祉に関連する事業の「評価」を重視する動きは、基礎構造改革前後から強まってきた。その流れで主張される「評価」は、「措置から契約」へと移行する制度再編のセットとして用いられ、サービス利用「契約」における事業経営上の「評価」や業務担当者による「自己評価」、学識経験者などによる「第三者評価」が行われてきた。他方で、「契約」へ移行しない生活保護などについては、そのような「評価」を進める対象とはみなされないきらいがあった。その理由として、第一に、生活保護は利用の要件として利用負担や拠出を求めずに税金を用いたサービスであるため、特に、それを利用する者による「評価」などは政策として積極的に促されてこなかったといえる。第二に、生活保護に対する利用者の意向については、生活保護を前福祉国家（救貧法体制）の延長として捉えられ、その利用に伴うスティグマなどの言及へと収斂していく傾向があったことも挙げられるだろう。そのため、利用者自身が生活保護の「援助」をどのように把握しているのか、ということに焦点を置いた研究は、必ずしも多くなされてこなかった。

しかし、生活保護の見直しにおいて「自立支援」の新しい在り方が模索されるなかで、利用者自身による「主体的」な参加をどのように実現するのかが問われている。そのため、利用者自身が、「自立支援」を含めた生活保護全般の「援助」をどのように評し、その生活に位置づけ、構成要素としているのか、などを把握することが求められているといえる。そこで、本研究は、生活保護に対する利用者「評価」の議論を深めるための予備的研究として、利用者が生活保護やその「援助」をどのように捉えているのかを把握し、それを踏まえて、今後の展開について考察を加えたい。

２．視点

生活保護制度には最低生活保障と自立の助長という目的がある。ケースワーカーと呼ばれる担当者は、その目的に沿って利用者への「援助」活動を行う。その過程は、①受付・相談、②申請、③資力調査・要否判定、④保護の決定（開始・却下）、⑤支給、⑥（停止・）廃止、となる。そのため、生活保護の利用者は、その過程の一部もしくは全ての段階を経験することになる。特に、「①受付・相談」や「②資力調査」の段階では、「相談」という名の追い返しや、親族に私的扶養を求めるための連絡などにより、生活保護に対して否定的な感情を与えること等が指摘されてきた。このように、生活保護に対する利用者の「評価」は、これらの段階ごとに異なる可能性のあることが考えられるため、本研

究では「援助」過程における各段階に着目した。

また、関連する先行研究が示唆するように、自由と自助を基本原則とする資本主義社会においては、担当者の「援助」は自由な（はずの）私的領域への介入として否定的に捉えられやすいことが考えられる。それに加えて、自助が社会規範として根付いているために、生活保護の利用ないし利用を続けることには恥辱を抱いていることが仮定できる。

３．方法

本研究では、生活保護利用者に対するインタビュー調査を実施した。この調査は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究』及び『生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究』の一環として実施した。本調査の質問項目は、「援助」を行う担当者への調査において作成した質問項目を利用者の立場に照らして修正したものである。また、質問項目に関連する発言については調査対象者に自由に話をしてもらい、半構造化したインタビューを行った。

調査対象者の選定にあたっては、全生活保護利用者を支援する全国組織「生活と健康を守る会」の支部団体（S 市）に紹介を依頼した。その調査対象者は、5 世帯 7 名（うち、2 世帯は夫婦）となった。調査は 2006 年 12 月に支援団体の事務所もしくは利用者の自宅にて行った。

４．結果

調査の結果、担当者の「援助」について、利用者自身の「評価」は否定的であることが明らかになった。たとえば、受付・相談の段階では傾聴的・受容的な態度や生活保護申請以外の生活相談、生活保護制度の内容や手続き、他の社会資源の説明が不十分であると捉えていた。また、資力調査・要否判定の段階においても、資力調査等に関する説明や同意の手続きが十分になされていなかったとみなしていた。保護が決定し、支給された段階では、「処遇方針」や「処遇計画」自体が知らされておらず、利用者の意向も反映されてはいなかった。また、支給中の相談事項は、就労支援に偏重しており、それ以外の生活相談については軽んじられていると感じていることがわかった。このように、担当者の「援助」について、利用者自身は自分たちに寄与するものとしてはみなしていないことがわかった。

このような利用者自身の「評価」を参照すると、生活保護における「援助」の改善点をいくつか挙げることができる。第一に、生活保護制度の「援助」を見直す研修・現任訓練の必要性を指摘することができる。そのような研修などを通して、面接技法やインフォームド・コンセントに基づく「援助」活動の実施、アセスメント、プランニング、アウトリーチなど、サービスの質を高めることが望まれる。第二に、「援助」する段階のなかに利用者「評価」を反映する仕組みを検討することが挙げられる。その際には、利用者が「援助」を「評価」することが、利用者の不利益にならないよう十分に配慮しなければならない。今回の調査者は利害関係のない研究者であったが、実際の「援助」段階において「評価」を組み込む場合には他の社会福祉制度と同様に「第三者評価」を入れることが可能なのか等については、今後、さらに検討していくことが求められる。

生活保護における社会福祉実践に対する生活保護担当職員の意識に関する考察

○根本久仁子（聖隷クリストファー大学）・森川美絵（国立保健医療科学院）
岡部卓（首都大学東京）・冨江直子（東京大学）

１．研究の目的

貧困・低所得者に対する施策は今日、生活保護の「自立支援プログラム」をはじめ、自立支援が強調されている。利用者の状況や意向、能力、可能性等に応じて広く日常生活や社会生活面で自立した生活が送れるようになることも「自立」であると確認し、ソーシャルワークの視点や方法にもとづいて具体的な相談援助活動のあり方を論じる研究も進められてきている（岡部 2003、新保 2005）。

生活保護における相談援助活動については、実務に照らして具体的な進め方や留意点を生活保護担当職員向けにまとめたものとして、すでに仲村（1978）や岡部（2003）のすぐれた著述がある。また、「ケース処遇」の評価の視点や枠組み（小野ほか 2001）のように、評価に言及するものもある。しかし、生活保護担当職員が日々の実践を振り返ったり、第三者や利用者自身が実践内容を評価・点検したりできるようなかたちで、具体的な評価項目として提示するまでには至っていない。社会福祉全体に目を向けると、社会福祉サービス第三者評価事業や、ケアマネジメント過程を質的に評価するためのツールの作成(岡本 2003)なども進められ、質的観点からの評価はいっそう重視される傾向にある。生活保護制度がもつ特性や昨今の状況を考え合わせると、生活保護の相談援助活動を質的に評価する項目を策定し、生活保護実践の質向上に役立てる方策について検討していくことの意義が認められる。

そこで本研究では、援助過程の質を評価するための基礎作業として、まず生活保護の相談援助活動の過程における具体的な活動項目を設定して「活動過程一覧　項目案」とした。次いで、これをもとに項目を精選したり、業務の実態や価値・タイミング等の要素を反映させたりするなどの検討を経て、「評価項目（案）」を作成した[9]。

本報告では、このようにして策定した評価項目（案）を用いて生活保護担当職員にアンケート調査を実施し得られたデータにもとづいて、職員の相談援助活動に対する意識を把握、分析する。それをもとに、さらに評価項目の確定に向けた今後の課題について検討する。

２．研究の方法

「生活保護の相談援助活動に関する調査」（実務者アンケート調査）は、2006 年 6 月から 8 月にかけて、7 箇所の市部福祉事務所の生活保護担当職員を対象に自記式記入法により実施し、計 164 名より回答を得た。評価項目（案）では、生活保護業務の過程を A「相談の受付から申請受理まで」から F「保護の廃止」まで 6 つの過程、全 82 項目に整理していたが、アンケート調査では 3 つに区切り、3 つの質問紙タイプとしていずれかに回答いただいた。本報告では、設問 1「各評価項目[案]に対する意識の程度についての 4 段階評価」（「非常に意識している」から「意識していない」まで）と、設問 2「相談援助活動の過程で特に重要と考える項目」（設問 1 の項目から 5 つ以内）の単純集計データを中心にしながら、職員の援助意識の傾向を見ていく。

---

[9] この経過および項目一覧等については、主任研究者森川美絵「生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究」平成 17 年度、平成 18 年度総括・分担報告書にくわしい。本報告もこの研究成果の一部である。

その際、ソーシャルワークを通して行われる社会福祉実践という観点から、①生活保護における相談援助活動の過程ごとに見た援助の留意点[10]と、②生活保護のすべての過程に共通する 5 つの留意点を整理し、これらと対応関係にある調査項目について、単純集計データを比較、分析する方法をとった。

３．結果

（１）生活保護における社会福祉実践の各過程の留意点と実務者の援助意識

「生活保護の相談から申請まで（インテーク）」（過程 A）では、他の過程と比べて相対的に意識・重視の度合いが高い傾向にある。インテークと「保護決定のための調査と要否判定（アセスメント）」（過程 B）では、ともに利用者の生活課題やニーズの把握に十分な意識が向けられていた。「援助計画（処遇方針）の見直し（モニタリング）」（過程 E）でも、利用者の生活に変化があった際に援助計画を見直すことには高い意識が向けられていた。これらを質評価の点から考えると、保護の要件や各扶助の変更等といったことだけでなく、利用者の生活全体を視野に入れて生活課題やニーズをとらえたり、援助計画を見直したりする視点を評価項目に反映できるよう、さらに検討していく必要があろう。

「援助計画（処遇方針）の策定（プランニング）」（過程 C）とモニタリングでは、援助計画の策定や修正にあたって利用者の参加を促し、その希望や意思をふまえながら同意を得つつ進めることが課題になっていた。「保護費の支給と相談援助活動（インターベンション）」（過程 D）では、利用者の相談によく耳を傾けることや、目的意識をもって面接を行うこと、利用者の努力や意欲を尊重することへの姿勢が示されている。一方で補足・代替的な支援については意識も低く、まったくといってよいほど重視されていないこともわかった。

「保護の廃止（評価・終結）」（過程 F）では、廃止にあたっての説明や、廃止にともない必要な手続き等の説明と支援なども意識され、重要であるとみなされていた。その一方、終結にあたっての振り返りは意識・重視の度合いともに弱かった。

また、全体を通じて生活保護における社会福祉実践からみた援助の留意点については、比較的よく意識されていると言えた。最高で 100％であり、最も意識が低いとみなされた項目ですら 50％台と過半数を超えていた。そうであるならば、意識されていることが実際に利用者と対面したときに実践されているか、また、利用者自身はどう受けとめているかの評価と照らし合わせて検討していくことの重要性が認識された。

（２）生活保護における社会福祉実践の全過程に共通する 5 つの留意点と実務者の援助意識

「①傾聴」や「②生活保護制度等の説明と同意・確認」については、過程や項目によって援助意識にばらつきがあった。②については、制度そのものの仕組みや権利・義務関係については意識的にされているものの、援助計画や不服申し立てに関しては意識や重視の度合いが弱いことがわかった。

「③記録の整備」や「⑤組織的対応」に関しては、全般に強く意識されている。「④関係機関・関係者との連携とそれに向けた取り組み」は、どちらかといえば弱い傾向にあったが、そのなかでは関係機関・関係者との良好な関係づくりに比較的意識が向けられていた。

今後、評価項目（案）を最終的に確定していくにあたっては、今回の実務者の意識レベルでの分析をふまえ、さらに項目の妥当性の吟味と修正、全過程に共通する留意点という単位での項目の精選と文言の修正、組織レベルの要因についての検討などが課題となる。その際、相談援助活動の質の保持・向上という観点を大切にしながら進めていきたい。

---

[10] 根本（2006）「生活保護における相談援助活動」（伊藤秀一編『臨床に必要な公的扶助』弘文堂）p. 138 の図をふまえ整理しなおした。

ヘルスケアの産業モデル

社会サービスにおける経済と社会構造の空間制約について

稲垣 伸子（慶応義塾大学大学院研究生）

1　はじめに

社会サービスとしての在宅介護サービスは都市部社会の需要に対応し、介護保険制度を柱とする準市場のもとで生産と流通を制約される。訪問系の介護サービス事業は、制度改正により保険給付の市場が縮小し、神奈川県横浜市は 2007 年度より同サービスの補完的提供を再開する。同市全 18 区のうち特徴的な 5 区について、2007 年 2 月時点の訪問介護事業提供主体の構成を調べ（資料〔8〕）、区域の状況を現代資本主義の一般理論に対する空間制約として考察したい。

2　訪問介護サービス事業を行う企業の構成と傾向

選定した 5 区につき **2-1** から **2-5** に示す。当該事業の法人類型を 4 つに区分する（資料〔9〕）。第 1 類型は全国資本というべき上場規模の企業、第 2 類型は会社法改正以前の有限・合資会社、および非営利特定活動法人の形態をとる、基本的に域内の小資本による企業、第 3 類型は在来社会サービス企業の法人形態をとる医療法人および社会福祉法人、第 4 類型は第 1 でも第 2 でもない営利企業による多くは域内の中企業で、専業と異業種の双方がある。5 区の訪問介護サービス事業所数の内訳と区の概要は以下のとおりである。

2-1　「B」区　区内に所在する訪問介護事業所は 27（36-9；2007 年 2 月調べにおいて WAM　NET 開示総数から廃止・休止を付記した数を減じる。以下同じ）である。事業所の内訳は、第 1 類型は 5、第 2 は 9、第 3 は 2、第 4 は 11 である。特徴は、第 3 が少なく、第 4 が多いことである。区の高齢化率は高い。面積は小さく人口密度は高い。区内の産業は、製造業は少なく第三次産業が多い。開発は古く埋立地利用があり、都市的機能が高い。開港時期以来の事業家階層がある。在来資本の起業および拡張、域内異業種企業からの参入、首都近接のため全国展開規模に至らない首都圏立地をみる。

2-2　「D」区　訪問介護事業所は 37（49-12）。事業所の内訳は、第 1 は 9、第 2 は 16、第 3 は 3、第 4 は 9 である。特徴は、第 2 が多く、第 3 が少ないことである。高齢化率は中位。面積は中位で人口密度は高めである。製造業が多く大規模企業が多い。戦前から交通の便があり漁業と農業、観光地であった。戦後は 1960 年代から 80 年代まで埋立が続き工業化された。在来資本の域内展開がある。

2-3　「3」区　1980 年代に分区。訪問介護事業所は 25（35-10）。事業所の内訳は、第 1 は 5、第 2 は 9、第 3 は 8、第 4 は 3 である。特徴は、第 3 が多く、第 4 が少ないことである。高齢化率は低めである。面積は大きめで人口密度は低い。面積の約半分は市街化調整区域。1960 年代に県道と公営宅地開発があり、1970 年代から 90 年代に私営鉄道が入り延伸された。福祉施設法人は昭和 20 年代設立、ついで平成 8 年設立がある。

2-4　「6」区　訪問介護事業所は 54（71-17）。事業所の内訳は、第 1 は 11、第 2 は 20、第 3 は 3、第 4 は 20（うち協同組合系が 4）である。　特徴は、第 2 が多く、第 3 が少なく、第 4 が多いことである。高齢化率は低い。面積は大きく人口密度は高めである。製造業、商業とも多く、農業もある。

大規模企業がある。交通は戦前由来のほか 1960 年代に整備され、広域大規模開発部を含む。若年世代向け共同住宅が多い。在来資本の起業および拡張があり、市内副都心整備中である。

2-5　「8」区　訪問介護事業所は 17（19-2）。事業所の内訳は、第 1 は 4、第 2 は 5、第 3 は 4、第 4 は 4 である。特徴は、第 2 が少なく、第 3 が相対的に多いことである。高齢化率は中位。面積は小さめで人口密度は低めである。農業は少々あり米軍基地がある。戦前から鉄道が引かれ宅地化された。1950 年代に公営住宅がつくられ駅周辺の商業化がある。区外施設母体法人（平成 8 年）が平成 16 年以降進出している。

3　社会構造の空間差異と本サービス生産の類型

区域ごとに、示した諸指標が示す限りにおいて異なった社会構造をもつ。この社会サービスについて、経営資源と資本は「B」区、「D」区、および「6」区において、域内で調達されて生産主体を形成している。域内の産業インフラと活性は、この起業に支持的に作用するとみられる。労働は区域により域内就業率が異なるが、域内外資本が現地求人を続けている。第 2 類型の小規模資本は、「D」区と「6」区で多く、高齢化率が必ずしも高くないが人口密度が高い都市化された区域で、生産主体に参加する階層があることを示唆している。「3」区と「8」区は人口密度が低く、社会サービス生産に対する資本の効率は低い。福祉施設法人が、在来法人の進出を代替した結果になっている。第 1 類型の資本は、採算性を全社的に管理しており、市内全域に拠点を置いている。第 3 類型は施設母体法人のうちでは出現率が少ないが、すでに撤退している例があり、あるいは複数拠点に拡大し、規模の利益を求める傾向がある（資料〔9〕）。

4　小結

区域の需要を満たし得る全類型の動向の理解において、域内資本と資源の調達が鍵となる。第 2 類型は柔軟性をもち第 3 と第 4 は近縁に固定資本基盤をもつ（資料〔3〕〔4〕）。生産過程形成と維持に政治とアイデンティティが関与し（〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕）、これらは第 1 類型に代表される広域資本に対抗する。経営資源は距離と質の空間差異をもち、減価性（〔4〕）を含み構造化されていると考えられる。

＜主な文献資料＞

〔1〕町村・西澤『都市の社会学：都市がかたちをあらわすとき』有斐閣アルマ、2000
〔2〕バウマン 2000（森田典正訳）『リキッド・モダニティ』大月書店、2001
〔3〕ノックス・ピンチ 2000（川口ほか訳）『新版　都市社会地理学』古今書院、2005
〔4〕ハーヴェイ 1985（水岡不二雄監訳）『都市の資本論』青木書店、1991
〔5〕マイケル・マン 1993（森本・君塚訳）『ソーシャルパワー：社会的な＜力＞の世界歴史Ⅱ　階級と国民国家の「長い 19 世紀」（下）』NTT 出版、2005
〔6〕アンリ・ルフェーブル 1970（今井成美訳）『都市革命』晶文社、1974
〔7〕Susser, Ida ed (Castells, Manuel), *The Castells Reader on Cities and Social Theory,* Blackwell Publishers Ltd., 2002
〔8〕横浜市、各法人、WAM NET、神奈川県介護サービス情報公表センターホームページ
〔9〕拙稿　学会発表予稿・報告資料：　経営情報学会 2005-2007　福祉社会学会 2006

ケアマネジメントにおける
サービス供給機関の情報収集と吟味に関する質的研究

山井理恵(明星大学)

1.問題の所在･研究の目的

本研究は、ケアマネジャーが地域のサービス供給機関にかかわる情報を収集し、その質や信頼の度合いを、いかに吟味しているかについて、質的研究を用いて明らかにすることを目的としている。

ケアマネジャーの役割は、利用者の問題を解決するために、利用者と地域のサービス供給機関を結びつけることにある。そのためには、地域に存在するサービス供給機関がいかなるサービスを提供するのかについて情報を収集し、その信頼の度合いを吟味する必要性がある。

ケアサービスは、人と人、あるいはグループ、機関などとの相互作用をとおして提供されるものである。したがって、ケアマネジャーが，サービスの提供機関やそのスタッフが利用者とのかかわりやケアチーム内において、いかなる動きを行うのかについて情報を収集し、吟味を行うことは、利用者とサービスを適切に結びつけるうえで、重要な手続きである。

本研究においては、ケアマネジャーとサービス供給機関との最初の出会いからはじまり、当該サービス供給機関、さらには関係者との相互作用のなかで、当該サービス供給機関にかかわる情報をいかにして収集し、その信頼の度合いを吟味していくかを提示したい。

２．調査の方法

（１）調査の対象：本調査においては、首都圏Ａ市４箇所および近畿地区Ｂ市５箇所の在宅介護支援センターのケアマネジャー24 名を対象としている。

（２）研究の方法：調査対象となったケアマネジャーに、担当ケースから、介護保険の該当者（状態から見て該当すると判断されるが、認定未申請の利用者も含む）で、サービス利用に対する拒否などの信頼関係の形成に困難な状況にあった利用者 1 ケース以上の抽出を依頼した。その結果、計 70 ケースが提示された。各ケースについて、①ケースの概要、②ケアプランに組み込んだサービスとサービス供給機関、③ケアマネジャーが利用者に対して行った支援プロセス、④各サービス供給機関をケアプランに組み込んだ判断基準にかかわる情報収集や分析､介入について､半構造面接を実施した。

データの分析に当たっては、質的研究方法のひとつである修正グラウンデッド･セオリー（M-GTA）を用いて分析を行った。

３．結果と考察

分析の結果、コアカテゴリーとして「ケアマネジャーが、業務の蓄積を通して、サービス供給機関が適切なサービスを提供していることを確信し、関係を確固としたものとすること」という、＜サービス供給機関の確保＞が生成された。

＜サービス供給機関の確保＞をうながすために､ケアマネジャーは､いくつかの手続きを駆使する。

〈存在をつかむ＞は、ケアマネジャーが、資料やクチコミ、あるいはサービス供給機関の訪問を手がかりに、地域のサービス供給機関の存在を把握し、その存在を知ることにかかわる手続きであり、①クチコミから知る、②媒体から知る、③迎え入れるといった概念から構成される。

次の、＜想定的吟味＞は、ケアマネジャーが当該供給機関に関する情報を収集し、詳細に吟味していくための手続きである。①一般的質問、②実際の利用者を踏まえた質問、③批判的見学、④試用体験から構成される。ケアマネジャーは、サービス供給機関に接触してはいるものの、利用者に対して当該サービス供給機関がいかなるサービスを提供するのか、ケアチームのメンバーとして、いかなる行動をとるのかについては充分な情報を得ていない。本手続きにおいては、当該供給機関が利用者にサービスを提供したらこうなるのではないかを、ケアマネジャーが予測するにとどまる。

＜共働場面での吟味〉は、＜担当利用者にかかわる共働場面での吟味＞及び＜地域活動にかかわる共働場面での吟味＞からなる。＜担当利用者にかかわる共働場面での吟味＞は、ケアマネジャー自身が担当する利用者に対する支援を手がかりとして、当該サービス供給機関が利用者に対していかなるサービスを提供しているか、あるいはケアチームメンバーとして、ケアマネジャーや他のサービス供給機関と連携や共働を行っているかを判断することにかかわる手続きである。①担当利用者からの声の聴取、②ケア場面の確認的な観察、③問い合わせへの対応からの判断、④情報の開示度からの判断から構成される。

一方において、＜地域活動にかかわる共働場面での吟味＞は、地域における研修会や会議などの地域活動に参加にコンスタントに参加しているか（恒常的な参加に対する評価）、あるいは地域活動運営にかかわる場面において、当該サービス供給機関がいかなる振る舞いを行っているか（役割遂行への評価）についての情報を収集し、吟味する機会である。＜共働場面での吟味〉が繰り返されると、当該サービス供給機関が利用者への支援や地域活動において、いかなる振る舞いをしているかにかかわる情報が蓄積される。ケアマネジャーは、この蓄積された情報を手がかりに、ケアマネジャーは当該サービス供給機関が、信頼できるかあるいは信頼できないかを継続的に判断していく。

また、ケアマネジャー自身による情報収集以外の、重要な手がかりとして、利用者や家族、専門職や関係者からの集合的な評価にかかわる＜地域における評判の検討＞がある。これは、サービスを利用した経験の人たちからの評価である利用経験者集団からの評判の検討、一緒に業務を行った経験のある専門職や民生委員などからの評価である共働経験者集団からの評判の検討から成る。

４．総合的な考察と結論

ケアマネジャーは専門的な立場から、サービス供給機関に出会い、かかわりの各局面において、彼らが信頼に値するサービスを提供できるかを吟味している。サービス供給機関とのかかわりの場面が増えるにしたがって、当該サービス供給機関にかかわる情報が蓄積され、ケアマネジャーは、その情報をもとに当該サービス供給機関の適切さや信頼の度合いを判断していく。

ただし、ケアマネジャー自身が直接収集することのできる情報には限界があることから、サービスの利用経験者や共働経験者からの集約的な評価である「評判」を、吟味にかかわる資料として活用していることが示された。

＊本研究は平成 14･15 年度科学研究費補助金若手研究（C）「ジェネラリスト・ソーシャルワークにおける社会資源活用に関する研究」（課題番号 14710167）、及び平成 16 年度ユニベール研究財団助成「ケアマネジメントにおける利用者の社会資源活用支援に関する研究」（助成番号 04-01-035）の研究成果の一部である。

社会福祉援助の実践基盤についての考察

ー「他者」とのかかわりとエンパワメントー

小坂 啓史（愛知学泉大学）

１．はじめに

近年、主に社会福祉実践に関する研究領域において、援助観そのものに対する考察を試みる論述が比較的顕著にあらわれてきている（狭間 2001；古川他 2002；横山 2006、など）。このような動向は、他者を「助けること」そのものの自明性が喪失したために、福祉の「本質」としての援助行為の存立基盤を再確認している動きである、とみなしうるかもしれない。しかし他者を援助することはそもそも、広く人間同士の営みの中にもみられることであって、いうまでもなく社会福祉の援助実践場面に限られるものではない。であるならば、日常生活場面における援助行為と社会福祉職の立場から行う援助行為との、動機や意味の結びつき・連続性が希薄化していることに、こうした状況の理由が求められうるのではないか。いわば社会福祉の援助実践の原理的な水準での、実存的な意味の再構成がなされつつあると考えることもできよう。

２．援助行為と「他者」

援助がなされるには、援助する側にとっての援助される側の存在があると、さしあたり前提することができる。しかし、前述のような背景における社会福祉援助についての実践基盤の考察には、「援助する／される側」という規定以前に、行為の相手がそもそも「他者」であることの再発見を要すると考えられる。社会福祉職の専門職化の流れがますます進みつつある現在、（官僚制的）組織に属する成員として援助行為を実践するということと、「援助する」という行為の（いわば本来的な）動機との間に生じる矛盾が、社会福祉援助の当事者の意識においても、より鮮明に焦点化されてくるであろう。

他者を援助することは、脆弱さを露わにした「他者」と対峙したときの、援助者の内的衝動に根拠付けられる行為、日常的には行為者の人格に基づく行為であるといったかたちで、第一義的には捉えられうる。しかし、「専門職化」しつつある援助者にとっては、それがいわば形式化したものとしての外的役割に根拠付けられてしまう。これに伴い「援助される側」も、援助行為システムの一部に取り込まれ、「他者」であることをやめてしまうことになる。「援助する側」は、社会的な役割遂行上のこうした「ずれ」を感じざるを得ないような場面が、さまざまに生じることになるだろう。

３．エンパワメントというかかわり

従来より、社会福祉の援助原理とも位置づけられる目的的概念としては、エンパワメント（empowerment）の概念がよく知られている。このエンパワメントについてもさまざまな議論があるが、端的にいえば、社会的弱者とされる人びとを、いわば「措置」的・対症療法的に社会へ包摂させるような取り組みとは力点を異にし、人びとがもつパワー、つまり「資源にアクセスしコントロールする能力を意味し、そして時に他者を支配したり、その人の意思に反して何かをするように強制する能力と結びつくこともある」（久保 2000: 117）ような能力を、向上させていくことを意味するものである。その際、社会的弱者とされる人びとが抱える問題は、パワーのアンバランス状態が社会的に構成された結果、引き起こされるものと捉えられるため、社会の構造的要因に注目し、パワーの再配

置を含む変化を生み出すものであるとされる（久保 2000: 109）。従ってエンパワメントという「かかわり」には、援助－被援助関係に基づく権力関係、さらには政治性といったものの色彩を、極力薄めていく方向性があるようにみえる。しかしながら、マクロな政策的側面においてはB.クルックシャンクが述べるように、エンパワメントは他者の行動を適切な目標に導くために、他者の関心と欲望に従って行動すること、「権限を与えられる者」の政治的主体性を組織し統御する戦略（Cruikshank 1999: 68-69）といったかたちでの、権力関係であると捉えることもでき、ミクロな相互行為場面でも、クライエントとワーカーというかたちで、前者を「対象」に還元する関係がやはり成立してしまう。

このように、福祉社会の政策論的基盤の側から援助を捉えるという視点は、前述のように「他者」が存在し難い。社会全体を議論の対象領域とする場合の、社会構想・福祉政策の倫理的根拠としては有効であるかもしれない。しかし社会福祉を、社会全体の均衡的な発展をめざす領域であるとみなすことそのものは、実は本来的に難しいといわざるを得ない。そもそも社会福祉とは、そうした方向性から「排除された」人びとへの援助であることを第一義とする側面があるはずだからである。

４．「他者」と援助の実践基盤

以上から、「他者」と日々対面して、具体的・実践的援助を遂行する視点から立ち現れてくるような援助基盤についての考察も、一方で重要なものであると考えられる。そもそも「社会事業」から「社会福祉」へと発展してきた過程の背後には、個別的で多様な生活問題への対応の必要性という要素もあったと考えられるが、であるならば個別的状況、対面的状況での援助場面から、その実践基盤を捉えていくことも肝要であるともいえる。ここではE.レヴィナスの「他者」論を出発点として、こうしたことを考察してみたい。レヴィナスは、「他者」の到来による、関係そのものによる倫理（熊野 1999: 146）を論じる。自分との絶対的な差異としての「他者」は、「対象」として把握することはできないこと、つまり「他者」を「私」に還元することができないということによって、「他者」に対して呼応し続ける責務が際限なく課されることになる（熊野 1999: 147）のである。児島亜紀子によれば、こうした「他者」の呼びかけが、現実の世界においても滲出する場合があるという（児島 2004: 16-18）。しかしそうしたときにも、もし福祉労働としての援助が、援助すべき「他者」を「了解」することによって成り立つと考えてしまうならば、援助している相手は既に「他者」ではない。この方向の極北には、「良心的エゴイズム」（早坂 1994: 6）に陥る状況があるとも考えられる。この対応については、「援助する－される」関係を、当事者自らが客観的に明確化しえないような状況としての「福祉的＜関係性＞」（小坂 2006）の「享受」という契機による克服も、考えることができるかもしれない。

【 文 献 】

久保美紀（2000）「エンパワーメント」加茂陽編『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社

熊野純彦著（1999）『レヴィナス入門』筑摩書房

小坂啓史（2006）「福祉的＜関係性＞と援助の実践－社会福祉の実践基盤のための一試論として－」『愛知学泉大学コミュニティ政策学部紀要』9: 25-39

児島亜紀子（2004）「認識に先立つ召喚－レヴィナスから援助原理へ」『社会問題研究』53(2): 1-26

早坂泰次郎（1994）「序章」早坂泰次郎編『＜関係性＞の人間学 良心的エゴイズムの心理』川島書店

横山登志子（2004）「精神保健福祉領域の『現場』で生成するソーシャルワーカーの援助観－ソーシャルワーカーの自己規定に着目して－」『社会福祉学』45(２): 24-34

Cruikshank, B.（1999）The Will to Empower：Democratic Citizens and Other Subjects, Cornell University Press.

自由報告・第３部会

社会的排除とコミュニティ

日時：　　6 月 24 日（日）　9:30～12:25
場所：　　【　Ｓ１０６　】

司会者：　樋口明彦（法政大学）

１．都市スラム対策と福祉運動―京都市の事例から
山本崇記（立命館大学大学院）

２．アメリカにおけるコミュニティ･ビルディング研究の動向
室田信一（同志社大学大学院）

３．外国人労働者の生活課題解決に向けた地域における自発的取組みとその福祉的位置づけ
○門美由紀（東洋大学大学院）三本松政之（立教大学）

４．要養護児童の「社会的排除」とその克服に向けて
―児童養護施設のエスノグラフィー―
谷口由希子（日本福祉大学大学院）

都市スラム対策と福祉運動

京都市の事例から

山本 崇記（立命館大学大学院博士課程）

本報告では、京都市における革新自治体の成立とその時期に実施されたスラム対策と住民運動との関係性を通じて、その福祉政策、主に同和対策とスラム対策のもった意味を比較検討したい。同和対策については 1960 年に設置された同和対策審議会が答申を発表し（1965 年）、それに基づいて 1969 年同和対策特別措置法が施行され、それに伴い、京都市同和対策長期計画が策定されている。同和対策が本格化するのは同法の施行以降であるが、京都市においては、雑誌『オール・ロマンス』に掲載された「特殊部落」の差別性を問題にした糾弾闘争が 1951 年に起こっており（「オール・ロマンス闘争」）、その翌年から同和予算が本格的に計上されていることに注意を払う必要がある。一方で、その登場人物の多くが朝鮮人であった（舞台は市内の大都市部落といわれた柳原部落［崇仁学区］）。部落解放運動として展開された同闘争ではあるが、そこに朝鮮人の姿はなかった。これをもって、行政のみならず、反差別の運動においても民族差別の課題が十分に対象化されていなかったことを指摘することができる。なぜなら、その同和対策のなかで実施された改良住宅の建設過程で多くの朝鮮人がその住居を追われていったからである。そのうちの少なくない人たちが、南に隣接する南区東九条に移動していくことになる。

1960 年代以降、朝鮮人の集住地域としての性格を強める東九条は高度成長に伴い貧困化の一途を辿る。しかし、東九条が行政として施策の対象となることはなかった。高山市政時代（1950-1966）の都市計画には東九条は常に埒外に置かれてきたのである。そこに、革新市政（富井清市政-1967-1971）が誕生し状況が一変する。富井は「東九条地区住民の生活上の実態は、憲法に規定する基本的人権並びに社会福祉にかかわる重要な社会問題である」とし、山王学区東部の 4 ヶ町（東岩本町・南岩本町・北河原町・南河原町）が「東九条」の範囲とされ、実態調査やパイロットプランなどが計画され、保育所や生活館などが設置され、防災空間が確保された。とはいえ、貧困化の抜本的解決とまではいかなかった。

東九条の予備調査が委託される 1967 年、最初の打ち合わせがもたれたのは 9 月 28 日。大規模な火災が発生したのは 8 月 9 日であるが、東九条生活と健康を守る会（以下、生健会）から出された要望書に対する市長の文書回答の日付は 8 月 7 日となっており、そのうえで、生健会の動きの重要性を窺わせる。同回答で富井は、「東九条地域における生活上の諸問題は、社会福祉にかかわる重要な課題であると考えますので実態把握の上にたって抜本的な対策を計画する必要があると考えますので、今後十分検討して実現の方向へ努力していきたい」とした。そのうえで、「東九条スラム対策基本計画」（1967 年 9 月）として、1967 年度予備調査―本格調査の項目設定および現状把握、1968 年度本格調査―住宅を中心とした都市改造へ、1969 年度抜本対策決定―住宅問題、生活諸問題、保育所問題等とあわせて諸問題解決への抜本対策、が決定されたのである。また、同月は朝日新聞（京都版）の連載記事によるキャンペーンも行われている。その記事のなかで行われた座談会のなかで富井は、「さる 8 月の大火の朝、現場へ行って驚いた。消防車ははいれなかったようだし、倉庫か住居か判断に苦しむバラックもあった。”スラム街”のあることがはっきりわかった」「観光都市の玄関口だからみっともない、といったていさいより、人間としての最低生活さえ保証されていない、という人権意識。これから出発せねば」「8 月の大火災後、市は東九条対策に乗り出すことを決めた。すでに関係部局で話を進めている。とにかく、私の在任中、いまの任期中に解決とまではいかなくても、対策を軌道に乗せるつもりだ。『市民の健康とくらしを守る』

のは私の最重点施策だから」と述べている。

小倉襄二を中心とする同志社大学・東九条実態調査研究会に東九条の調査が委託され、『東九条実態調査報告書』が市に提出されている。報告書では、1967 年 8 月に起こった北河原町と屋形町（下京区最南端であり崇仁学区に位置する）をまたがるよせやの一角から発生した火災による被害、そして、同年 9 月 19 日から朝日新聞（京都版）の 10 回の連載を通じて東九条の実態が克明に報道されたこと、さらに、生健会による運動をスラム対策の駆動要因としてあげている。さらに、同和対策との関係から東九条対策がどうあるべきか、という点について、小倉は「特定地域だけの問題にすりかえたところにガンがあった。たとえば、市は早くから同和対策に取組んできたが、同和地区と周辺地を相関関係でとらえ、都市再開発のなかで底辺の底上げをする姿勢がなかった。同和といわれれば同和しかやらないという風に、行政が硬直していたのです。『東九条』についても『われわれ善良な住民をあの地域といっしょにしてもらうのは困る』というように、地域を隔離するような周辺住民の発想がある。行政がこれに便乗して単なる一区画としてとらえていた。東九条を”点”ではなく”面”として取上げたこんどの記事は、市の行政に示唆を与えるのではないか」と指摘している。報告書はさらに、東九条は高度成長にともなう都市化のなかで大規模で急激な階層分化をうけて東九条の住民の激増と生活保護受給世帯の増大を指摘している。京都市における階層分化はその流動性の高さや単身男性労働者が中心である山谷や釜ヶ崎などの寄せ場とは異なるとされる。その流動化は主に市内に限定されているのである。そのなかで、報告書が主に重視しているのは東九条の北側に隣接する下京区崇仁学区からの人口流出であり、さらに重要な点としては、在日朝鮮人がその「最底部分」を形成しているという認識である。

報告書が提出された後、1970 年 5 月に市は華頂短期大学社会福祉研究室に「東九条地区社会福祉パイロットプラン」の作成を委託し、1971 年 3 月に提出されている。このパイロットプランが報告書と異なるのは同和地区との違いを強調し、歴史的な相違として同和地区に存在する社会的紐帯がスラムには存在せず、行政が「差別とたたかうことのできる人間の育成」を意識的にしていくべきことが説かれている点である。しかし、都市部落とスラムとの関係について、「部落のスラム化と、スラムの部落化という二つの力が作用しあって、東七条部落は、ますます大きく発展するいきおいをみせてい」るという指摘（馬原鉄男）や報告書を中心的にまとめた三塚武男が、「地域住民のくらしと健康および権利をまもるという、本来の地方自治を実現するための住民みずからの統一した闘い（革新市長の実現はその重要な一環である）の発展を基盤ないし契機にして、はじめて住民の要求が取り上げられ、対策が講じられるようになったという事実」を指摘している点を無視することはできない。

それでは、「抜本的解決」に至らなかった原因とは何なのか。一つには、東九条対策の最大の駆動要因でもあった富井市政が 1 期で終わったことである。富井市政において助役であった船橋求己が 1971 年（2 月）から 1981 年まで市長となる。この時期、同和行政がさらに進展をみせるが（1973 年には同和対策室設置）、それは東九条対策とは対照的なものであった。もう一つには、地元住民組織の問題がある。当時の東九条の住民運動のなかで重要な取り組みとしてあげられるのは、生健会の「青年部」的な役割を果たしていた前進会と学生セツラーの協力で製作された自主映画『東九条』である。しかし、この映画は製作直後「封印」されていく。そこには、政治的対立と地域の運動がいかにして地域住民によって担われうるかという問題があった。前進会は、学生セツラーや生健会、九条診療所などと対立的な関係になり、生健会の活動は有名無実化し、前進会は東九条青年会に発展解消されることでより地域からの声を発していくことを模索していく。そして、1970 年代のなかで停滞するスラム対策に対して、「東九条」から除外された東松ノ木町 40 番地を含めたかたちで既存の組織には縛られない在日青年と部落青年との関係が形成され、この実践を通じて 1980 年代以降のまちづくりが着手されるのである。

アメリカにおけるコミュニティ･ビルディング研究の動向

－地域福祉とソーシャル・キャピタルの関係をめぐって－

室田　信一（同志社大学大学院）

研究の背景と目的

R. Putnam によるソーシャル・キャピタル（以下、SC）研究（Making Democracy Work, 1992; Bowling Alone, 2000、など）がきっかけとなり、世界中で SC への注目が高まった。Putnam 以外にも、Coleman など社会学、政治学、経済学などの領域で多くの SC 研究が行われてきた。また、社会的排除の問題に対する政策提案としてイギリス政府をはじめ、オーストラリア政府、ニュージーランド政府が SC に関する研究を行ってきている。国際機関では、世界銀行や、OECD などが SC 研究に関する報告書を発表している。

一方、日本では、2002 年に発表された内閣府の調査「ソーシャル・キャピタル－豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて－」をはじめとした政府調査や、様々な学問領域における学術的な研究が行われてきている。また、本学会第 4 回大会（大阪市立大学）においても「福祉社会の基盤を問う：ソーシャル・キャピタルとソーシャル・サポート」というテーマでシンポジウムが設けられた。このように、SC に関する研究は 1990 年代以降、国内外で盛んになってきていると言えるが、研究者の間で SC 概念の規定が異なることや、概念そのものの抽象度の高さなどから、理念レベルでの議論が中心で、具体的な制度・政策や実践に関する議論・研究は数少ない。

本研究では、以上の背景を踏まえて、アメリカにおけるコミュニティ・ビルディング（以下、CB）研究の動向を検証する。1990 年代以降、アメリカのソーシャルワークの領域で新たな地域福祉実践理論として多くの CB 研究が行われてきている。しかし、研究者の間で概念規定の相違が見られるなど、発展途上の研究領域であると考えられる。そのため、本研究では１）先行研究の整理を行い、２）CB 研究の独自性を検証し、３）日本の地域福祉の諸概念と比較して、日本における CB 研究の位置づけを明確にすることを、研究の目的とする。

研究の方法

まず、先行研究を整理する目的で、アメリカのソーシャルワーク及び関連領域における CB に関する先行研究をレビューする。主な研究に、Naparstek と Dooley、Fisher と Fabricant、Kretzmann と McKnight、Ewalt と Freeman、Poole、Weil などによる研究を挙げることができる。次に、先行研究を通して明らかになった CB の独自性を検証する。ここでは、過去のアメリカ地域福祉研究、特に Rothman の三つのモデルを基盤に、CB がどのような点で過去の地域福祉理論と異なるか、また、過去の地域福祉理論とどのような関係で成り立っているかを検証する。さらに、以上のレビューと検証を通して明らかにされた CB の輪郭を、近年の日本の地域福祉研究と比較し、類似点を検証する。

研究の内容

次の五つの設問を通して、上記の研究目的を明らかにする。

１）　Ewalt, Freeman, Poole は Rothman の三つのモデルを総称してコミュニティ･オーガナイジ

ングとし、これをワーカー中心で行うソーシャルワークと説明している。また、今日のソーシャルワーカーの役割は、住民が中心となり「地域の力量を底上げする(community capacity development)」コミュニティ・ビルディングを推進するものへと移り変わっていると説明しているが、住民中心という考え方はソーシャルワークの歴史の中に常に存在していたのではないか。

2） CB の実践を行う機関として、Napastek と Dooley(1997)はコミュニティ・ディベロップメント・コーポレーション（以下、CDC）の役割に注目しており、Fisher と Fabricant はセツルメントの役割に注目しているが、CB とこれまで CDC やセツルメントで行われてきた実践とでは何が、どのように異なるのか。

3） 多くの CB 研究は Putnam の研究を引用し、住民同士、又は専門機関を通した地域におけるネットワークの重要性を挙げているが、ネットワーク構築を通した SC の培養が CB の独自性と言えるか。

4） CB の独自性は、その実践内容に限らず、CB が推進される社会的背景にもあると考えられるが、日本の（地域）福祉が現在抱えている社会問題や社会的背景をふまえて、CB 同様の目的で推進されている地域福祉実践にはどのようなものがあるか。

研究結果

以上の研究手続きを通して、CB の概念は、基本的にアメリカのソーシャルワーク研究、特に地域福祉の研究の上に成り立っていることが確認された。

次に、CB 研究に共通する独自性として、CB 研究が二つの基盤の上に成り立っていることが明らかになった。ひとつは、Putnam が提示したアメリカのコミュニティ崩壊を受けて、地域における住民や専門機関による相互的なつながりを促進する新たな手法として CB が位置づけられているということが挙げられる。もうひとつは、社会サービスの民間委託が増加し、福祉事業が細分化されたことから、地域におけるより包括的なアプローチが必要となったことが挙げられる。つまり、CB は、社会サービスの提供と地域における住民参加の促進を共に可能とする新たな手法として位置づけられている。

以上で明らかにされた、CB の特徴を日本の地域福祉の動向と照らし合わせると、大橋(2000)などが 1990 年代から提唱してきた「コミュニティソーシャルワーク」に類似していると考えられる。しかし、どちらも理念系としての研究であり、実践が未成熟であるため、現時点でこれ以上の比較研究は困難であると考える。なお、本研究は日本学術振興会科学研究助成費補助金基盤研究（B)「福祉コミュニティ形成に資するソーシャルワークの開発－ワーカー養成をめぐって－」の一環として行っており、今後は、同研究の国際比較を通して、両者の関係性を明らかにする予定である。

主な参考文献

Naparstek, A. and Dooley, D. (1997) *Community Building* In *Encyclopedia of Social Work 19th Edition*, NASW Press.

Putnam, R. (2000) *Bowling Alone: the Collapse and Revival of American Community*, Simon and Shuster.

大橋謙策他編（2000)『コミュニティソーシャルワークと自己実現サービス』万葉舎

外国人労働者の生活課題解決に向けた
地域における自発的取り組みとその福祉的位置づけ

―岐阜県の日系外国人労働者集住都市を事例に―

○門 美由紀（東洋大学大学院）・三本松 政之（立教大学）

１．研究の目的

本報告は岐阜県下の日系外国人労働者集住都市で実施中の調査に基づき、日系外国人労働者の生命を維持・再生産する営みとしての生活をめぐる生活課題の連関構造について言及した上で、日系外国人労働者の生活支援ニーズを、かれらの生活において生じる生活課題の複合性の部分的表出として提示する。ついでそれら生活課題の解決に向けた地域における自発的な支援の取り組みについて述べる。

かれらの抱える生活課題は就労条件に規定され複合的な性格を強くおびているために、そうした複合性を踏まえた対応が求められている。しかし具体的な施策においては生活者としての位置づけが弱く、かれらの生活の全体性を踏まえた上での生活課題に対する公的支援は十分に行われてはこなかった。2006 年 9 月に実施したヒアリングでは日系外国人労働者の生活支援ニーズ、とりわけ境界線上にあるニーズに対する生活支援サービスが、部分的にではあるが住民や当事者によるボランタリーな活動として担われていることを知ることができた。

本報告は、科学研究費補助金「複合的多問題地域にみる社会的排除の構造理解とその生活支援に関する比較地域研究」（基盤研究（C）2005 年～2008 年度　代表：三本松政之）に基づくものである。

２．岐阜県における日系外国人労働者の増加と外国人施策の展開

日系ブラジル人を中心とする日系外国人労働者の流入は出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正をみた 1990 年ごろから全国的に増加している。日系 2 世、3 世等が「定住者」「日本人の配偶者等」といった改正入管法上の身分・地位に基づく在留資格を付与される場合、就労活動に制限がない。そのため日系人は職種による制限を受けずに就労が認められたという背景がある。これらの地域では労働市場における需給関係のなかで日系外国人労働者の集住という結果が生じた。政策的に日系外国人労働力の集住を意図したわけではない。そのことは、労働者としてのかれらがもつもう一つの側面である生活者として、かれらを受け入れる十分な準備が当該地域において整っていたわけではないことを意味する。しかし現在では、かれらは単身者としてだけでなく、家族を伴っての来日や日本での家族形成も増加しつつある。そのため労働力としてだけでなく、日本での出産、養育といった次世代の生命の維持・再生産を行う生活者としての側面も見られるようになってきている。

岐阜県の人口に占める外国人登録者の割合は、「法務省入国管理局平成１８年版在留外国人登録者統計」によると 2.41%で全国第 5 位、そのうち 37%がブラジル籍である。県下の日系外国人労働者集住都市には外国人登録者の割合が 10%を超えるところもある。また、『外国人雇用状況報告』(平成 17 年 6 月 1 日現在)によると、外国人労働者の雇用形態は、人材派遣などによる間接雇用形態の割合が高く、勤務先の業種は製造業が多い。

このように日系外国人労働者を中心に外国人登録者数が増加するなかで、県および県下の日系外国

人労働者集住都市では近年様々な施策が展開されつつある。県では多文化共生の推進を目指し3つの柱として①相互理解にむけた意識の醸成、②外国籍県民が暮らしやすい環境づくり、③外国籍県民とともに進める地域づくりを掲げている。具体的には(財)岐阜県国際交流センターへの委託という形で在住ブラジル人の多い地域にブラジル人相談員を派遣し、通訳、翻訳、相談、地域での共生推進といった支援を通してかれらの抱える生活課題に対応している。また「先導的多文化共生支援事業」として同センターが県内にある NPO 団体や国際交流協会の進める多文化共生促進のための先導的事業を選定し委託している。また平成18年度には『岐阜県多文化共生推進基本方針』を、平成19年度には『岐阜県国際交流戦略』を策定するなど、積極的な施策化も行っている。

県下の日系外国人労働者集住都市では、嘱託職員としてのブラジル人通訳の雇用、市の総合計画における外国籍住民との交流についての言及、国際施策大綱の策定、外国人市民懇話会の開催等の施策が展開されつつある。

３．外国人労働者の生活支援ニーズ

古川は生活支援ニーズについてそれを海面に浮かぶ氷山にたとえ、そのうち海上に露出している部分を社会的生活支援ニーズとした。そして海面に出るかでないかの水面下にある境界的な領域を、「社会的生活支援サービスの必要性についての社会的な認知を求める個人的な、あるいは社会的な努力が展開される領域」と位置づけている（古川孝順『社会福祉原論【第二版】』2005,p.134）。

外国人労働者が特定の地域において集合的に生活を送るなか、何よりもまず就労という基礎条件がかれらの生活を規定することとなる。就労条件に規定される形で生じる生活課題は、住宅、健康、保育・就学、情報・コミュニケーションといった多領域に渡り、かつ相互に影響を及ぼしあい、複合的なものとして現れている。

日系外国人労働者集住都市における外国人労働者の集住生活においては、かれらの生活支援ニーズが何よりも労働の側面に強く規定されているため、こうした生活課題の複合性が顕著に見られる。だが、課題の解決においては生活支援ニーズへの部分的対応となりがちである。以下、外国人労働者の抱える生活支援ニーズに対する NPO 等の自発的取り組みについて、ヒアリング結果から例示する。

４．生活課題解決に向けた自発的な取り組み

A 市にある日本人が中心となって運営している NPO による保育・学童施設は、長時間労働や夜間勤務を求められる外国人労働者の子どもを長時間・低料金で預かっている。同地域には公立保育園もあり、環境、設備、信頼度において利点があるものの、ポルトガル語のできる職員が少なかったり延長保育を受けられないなど制度的対応における限界もある。一方 NPO による施設は、広さ、設備等決して十分とはいえないものの、ポルトガル語による対応を通して利用者のニーズにできるだけ沿うような形での柔軟かつ複合的な受け入れを行うという利点が見られる。県地域振興課への助成金申請をきっかけに、県、さらには市に活動が認知され、行政や住民からの協力を徐々に得られるようにもなってきている。

また外国人労働者は日本で生活を送る中で、労働によるケガだけではなく、慢性疾患や妊娠・出産といった多様な症状により通院を必要とすることもある。B 市にある民間病院では独自にブラジル人通訳を雇用し、そうした多様なケースに対応している。生活全般にわたる対応を通して、ときには通訳がソーシャル・ワーカーとしての役割も担っている。しかし、こうした対応に関わる経費などを民間の医療機関が独自にまかなうにはその負担も大きく、行政による制度的対応が求められている。B 市では当病院による行政への働きかけにより 2005 年度より、出産した本人にではなく病院に市が直接出産一時金を支払う「出産育児一時金受領委任払制度」が制定された。

要養護児童の「社会的排除」とその克服に向けて

―児童養護施設のエスノグラフィー―

谷口 由希子（日本福祉大学大学院）

１．研究の目的

先行研究において、家族の貧困・排除問題が子どもに累を及ぼしていることは明らかにされ（久冨編：1993、青木編：2003 他）、この状況は「貧困の子ども化」（青木：1997 他）として注目されている。本研究では、子どもの貧困・排除（child poverty）問題が将来へのリスク因子となり、再生産されていることが問題視している。そのため、「それを克服するためにはどうすれば良いのか？」というリサーチ・クエスチョンに始まる。

「家族依存」（青木：2003）の福祉政策の中では、「家族」がない、あるいはその役割が機能していない脆弱な生活基盤の中で育つ子どもたちは、社会的に排除されていると位置づけられよう。上記の問題意識から、ここでは排除されてきた子どもたちのセーフティネット（社保審：2003）となるシステムである児童養護施設に焦点を当てる。施設を再生産を克服するための機関であると位置づけ、分析をすすめる。社会は生活困難にある子どもたちとどう向き合うのか、さらに、子ども時代に付与されたリスク因子を乗り越え、施設退所後の「社会的排除」を防ぐために現在の日本のシステムは何ができるのか。

本研究では、実際には、施設において子どもどうしや職員とのかかわりのなかで、子どもたちがどのように生活を立て直していっているのか、すなわち、現実的にどのように権利が保障されているか検証し、排除の克服と困難性のメカニズムについてエスノグラフィーの結果から明らかにする。

２．分析モデルおよび調査方法

本研究では分析枠組みとして、「社会的排除」概念を用いる。「社会的排除」の定義については、未だ議論が続いているものの、Giddens（2001：323-331＝404-426）の定義によると、社会への十分な関与から人々が遮断されている状態を指す。「社会的排除」概念の利点は、＜過程＞―排除のメカニズム―を強調しているところにあり、個人や集団が住民の大多数に開かれている機会を享受するのを妨げる一連の多様な要因に焦点を当てている。

これに基づいた場合、児童養護施設に入所している子どもは、入所期間中は社会とのつながりが保たれ、権利が保障される。入所期間は生活の立て直しを行うことができ、言い換えれば「排除克服期間」であると位置づけられよう。

（図１）社会的排除された子どもと施設入所による発達保障の時間軸のモデル

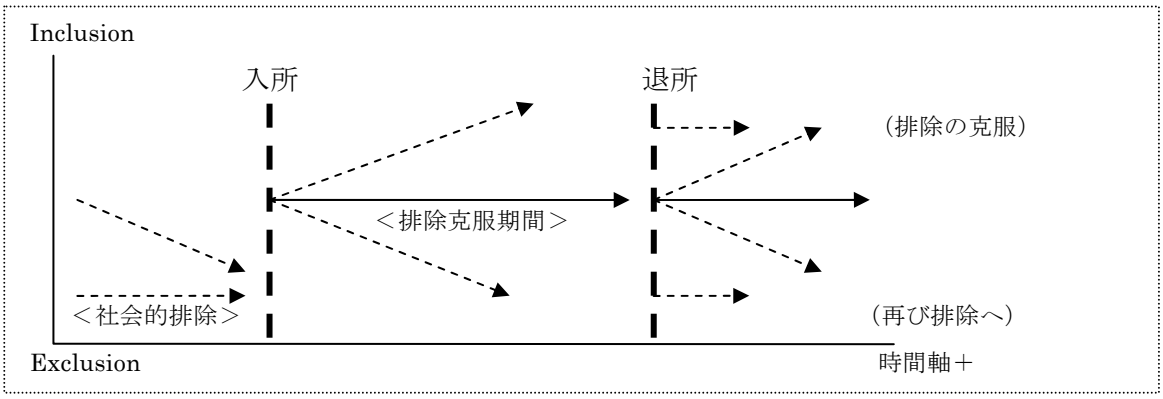

（図１）は、社会的に排除されてきた子どもが児童養護施設に入所することよって排除の克服に向かうモデルである。ただ現実には、施設を取り巻く環境、施設のケア基準や子どものもつ発達課題、さらに施設そのものがもつ課題によっても排除の克服の度合いは分散していると考えられる。ここでは、退所後に再び社会的排除に陥らないためには入所中においてどのような要因が前提となるのか、について検討を加える。とりわけ年齢満期による退所に向けて、住宅、労働に代表される排除を克服するための物理的要件ではなく、自立のために施設内で行われている要件から、排除の克服を検討する。

調査方法は、非統制的観察による児童養護施設のエスノグラフィーを史資料の中心とする。これと同時に参与観察法のバイアスを考慮し、入所している子ども・退所した元入所者・職員・学校関係者・児童相談所のワーカーなどのインタビュー調査（エスノグラフィックインタビュー、非構造化面接）を用いる（調査期間 2005 年 5 月～）。

３．調査結果の概要

①「排除」克服のプロセス

子どもは施設入所によって、入所前の生活困難から生活を安定させることができる。施設入所期間は生活の安定と同時に子どもが社会化され、希望や誇りを取り戻していく過程である。その過程では、施設職員や学校教職員、児相のワーカーや地域住民、施設内や地域の子どもどうしの「かかわり」がある。

②困難性のメカニズム

施設や児相のケアプログラムに十分に乗りきることができず、いまひとつ変わることができないまま退所を迎える子どももいる。

③社会の中にある「排除」構造の問題

とりわけ、施設を退所した元児童に対する制度は限られており、支援は届きにくい。退所後はふたたび脆弱な生活基盤に陥ることとなり、子どもはリスクと隣り合わせになりながら生活している。元児童の「がんばり」とそれを支える社会的資源が「排除」克服を維持する要件となる。

※本研究は、報告者が COE 研究員として日本福祉大学 21 世紀 COE プロジェクト「福祉社会開発の政策科学形成へのアジア拠点」による若手研究者育成のための助成を受けた研究である。

【参考文献】

青木紀（1997）「貧困の世代的再生産―教育との関連で考える」庄司洋子、杉村宏、藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣

青木紀（2003）「貧困の世代的再生産の視点」『現代日本の「見えない」貧困―生活保護受給母子世帯の現実』青木書店

Giddens,Anthony (2001) *Sociology 4th edition* Policy＝松尾精文他訳（2004）『社会学第４版』而立書房

小西祐馬（2006）「子どもの貧困研究の動向と課題」『社会福祉学』第 46 巻第 3 号　日本社会福祉学会

久富善之編（1993）『豊かさの底辺に生きる―学校システムと弱者の再生産―』青木書店

Piachaud,D&Sutherland,H（2002） Child Poverty *Understanding Social Exclusion* Hiis,J, Le Grand, Piachaud,D eds Oxford University Press

社会保障審議会児童部会（2003）「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書